

令和2年第2回定例会（第2号）

令和2年6月10日（水曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 4 同意第 2号 農業委員会委員の任命について
日程第 5 同意第 3号 農業委員会委員の任命について
日程第 6 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
日程第 7 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
日程第 8 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
日程第 9 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
日程第10 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
日程第11 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
日程第12 同意第10号 農業委員会委員の任命について
日程第13 同意第11号 農業委員会委員の任命について
日程第14 同意第12号 農業委員会委員の任命について
日程第15 同意第13号 農業委員会委員の任命について
日程第16 同意第14号 農業委員会委員の任命について
日程第17 同意第15号 農業委員会委員の任命について
日程第18 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
日程第19 議案第35号 七飯町税条例の一部改正について
日程第20 議案第36号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第21 議案第37号 七飯町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第22 議案第38号 七飯町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第23 議案第39号 七飯町介護保険条例の一部改正について
日程第24 議案第40号 財産の取得について
日程第25 議案第41号 冬トピア団地90棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について
日程第26 議案第42号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長 谷 川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也

13番 川村主税
15番 若山雅行

14番 中川友規
16番 川上弘一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中宮安一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	宮田東	総務部長	釣谷隆士
民生部長	杉原太	経済部長	青山芳弘
総務部総務財政課長	倍楼司	総務部情報防災課長	若山みつる
総務部政策推進課長	中村雄司	総務部税務課長	広部美幸
会計課長	青山栄久雄	民生部住民課長	清野真里
民生部環境生活課長	磯場嘉和	民生部福祉課長	村山徳收
民生部子育て健康支援課長	岩上剛	経済部商工観光課長	福川晃也
経済部農林水産課長	田中正彦	経済部土木課長	佐々木陵二
経済部都市住宅課長	川島篤実	経済部上下水道課長	笠原泰之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與田敏樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育次長	扇田誠	学校教育課長	北村公志
生涯教育課長	竹内圭介	学校給食センター長	柴田憲
スポーツ振興課長	川崎元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田中正彦

○本会議の書記

事務局 長	関口順子	書 記	妹尾洋兵
書 記	佐々木宏美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

9番 上野武彦

10番 坂本 繁

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） おはようございます。

ただいまから、令和2年第2回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

9番 上野武彦 議員

10番 坂本 繁 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、3問質問させていただきます。

最初の質問は、町民の健康増進についてであります。

今回の質問では、町民の健康増進を図ることが税負担の軽減となることを述べておりますが、誤解されないように申し添えておきますが、国民健康保険の被保険者にとって、加入世帯の15%近くが滞納となるような状況になっており、非常に国保税が重い負担となっておりますが、国保の場合は、被保険者に年金生活者や自営業者など低所得者が多い上に、他の協会けんぽや組合健保のような事業主負担がないために、当初より国がその役割を担ってきたところではありますが、国が負担割合を減らしてきたことが最大の原因となって、厳しい状況を生んでおります。

現在、国保の健康保険税は協会けんぽの1.3

倍、組合健保の1.7倍となっており、日本共産党は、国による負担増を求めてまいりました。現在では、全国の知事会、市長会、町村会も国に対して、1兆円の財政負担をするように国に求めております。

そういうことになっておりますけれども、もう一つの対策として、療養諸費を軽減することが税負担の軽減になるということで、今回の質問となっております。

それでは、質問の内容に入っております。

町民の健康増進について。

平成25年度、七飯町は特定健診の受診率が全道179市町村中172位となり、全道ワースト8という結果となっております。

平成30年度七飯町の国保会計の療養諸費は、国保会計の68.9%でありました。被保険者の健康維持増進や国民健康保険や後期高齢者医療の税の負担軽減のためには、健康診査の受診率の向上、そしてその結果に基づいた対策と申しますが、そういうことが必要になるわけですが、住民の健康増進を図り、医療費の軽減を実現することが税負担の軽減のために最善の対策となると考えております。

そこで、七飯町の実施している特定健診と基本健康診査、基本健康診査は、後期高齢者医療の関係なのですが、その実態について、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、令和元年度の基本健康診査については、20歳から39歳、75歳以上、20歳以上の生活保護受給者などについて、町は対策を打って、その受診率が出されておりますが、その受診率と全道市町村中の七飯町の順位がどうなっているのか、1点目にお伺いいたします。

2点目は、国保の関係であります。特定健康診査の40歳から74歳について、令和元年度の受診率と全道市町村中の七飯町の順位について、2点目にお伺いいたします。

3点目、町民の健康増進のため、住民の健康診査や各種がん診査などの受診率の向上の2次予防について、抜本的な対策について。

また、生活習慣病の病気の発症を未然に防ぐ1次予防の取組などについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、1点目の令和元年度の健康診査についてでございますが、対象年齢に対する受診率については、20歳から39歳は2.32%、75歳以上が3.33%、20歳以上の生活保護受給者については0.21%でございます。

七飯町では、若年からの自身の健康管理について、健診を受けるという意識を高め、特定健診につなげることを目的として、平成28年度より基本健診の受診年齢を七飯町独自に30歳から20歳に引き下げて実施をしております。このため、基本健診の受診対象年齢区分等においては、各自治体により異なりがあるため、道内市町村別のデータ比較はできませんが、受診率は低い状況であると考えております。

3点目の受診率向上の抜本的な対策については、20歳、40歳、60歳の節目に、健診受診の動機づけとして、特定健診、胃・肺・大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診、子宮・乳がん検診を、それぞれの性別、年代に適した内容の無料クーポン券をセットにして送付しております。

また、平成29年度から後期高齢者医療制度新規加入者の被保険者証郵送時に健診の勧奨リーフレットを同封するなどの対応を行っており、さらに健診を受けやすくするため、令和元年度から特定健診の受診料を1,000円から無料にするなどの対策を行っております。

以上のことから、昨年度から少しずつではありますが、受診者数は上昇傾向にありますので、引き続き受診勧奨を強化して進めてまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 私からは、国民健康保険で実施しております特定健診について、2点目と3点目を答弁させていただきます。

2点目の特定健康診査の40歳から74歳について、令和元年度の受診率と全道市町村中の七飯町の順位についてですが、令和元年度の順位につきましては、現在公表されておらず、平成30年

度ペースになりますけれども、受診率は20.7%、順位は179市町村中166位となっております。

3点目の町民の健康増進のため、住民の健康診査や各種がん検診などの受診率向上の2次予防についての抜本的対策について、また、生活習慣病等の病気の発症を未然に防ぐ1次予防の取組についてでございますが、国民健康保険では、受診率向上のため、令和元年度より特定健診の無償化及び未受診者に対する利用促進を促すため、意向調査アンケートの実施や電話による受診勧奨に加え、はがきによる受診勧奨を増やしております。

また、令和2年度は、特定健康診査受診勧奨業務を国保連合会の新規事業でもある特定健診受診率向上支援等共同事業に切替え、健康医療情報の充実を図り、受診率向上のため努力しているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） ただいまお答えいただいております基本健康診査に関しては、75歳以上が対象、基本的には、高齢者の場合にはそうとなっておりますけれども、ただいまお答えいただいた基本健康診査に関しては3.32%というような感じで伺ったわけですが、これは、特定健診などに比べると余りにも少ないという感じがします。特に、特定健診が20.7%ということで、179自治体の市町村のうち、北海道内ですけれども、166位ということは、前に比べると前進はしております。ただ、これでいきますと、ワースト13といいますか、そういう範囲に入るような、非常に受診率の悪い結果となっております。

いろいろ努力されているということは答弁の中からもうかがわれるわけですが、しかし、ほかの町村に比べると、やはり特別に低いほうに位置するのではないかというふうに考えられます。例えば、進んだ町では、これは特定健診の場合なので、上富良野町などでは73.2%の健診率、指導率が81.7%という、道内で最も進んだ町村の中では、こういった七、八十%台まで

受診、そして指導が行われているというような実態になっております。

そういったことでいえば、七飯町がこれまで、国保の関係でいえば、従来、七飯町は医療費のかからない町と言われてきて、国保税も安かったわけなのです。それが高齢化とともに医療費のかかる町になったと。これは平成27年度の結果なのですけれども、国保税は全道157町村中131位と、安いほうから26番目というような状況でした。それが、医療費のかかる状況になってから、国保関係の会計が赤字に転落して、平成29年度には1億1,861万円の累積赤字を発生させたということで、29年度には税率改正を行っております。

しかし、1人当たりの療養諸費は高いほうから、平成29年度では123町村中の24番目と、医療費の特別かかるほうの町になってしまっているのです。これが今、七飯町の国保会計をいまだに厳しくしている最大の原因になっていると。

それで、今お答えになったように、七飯町のこうした健診の受診率が非常に悪いということと、非常に深い関係があるのではないかというふうに思います。そういった点でいえば、この療養諸費をいかに抑えるかという対策を抜本的に行うことが国保の税率の軽減にもつながるということで、そのためには、今までのような取組ではなくて、本当に抜本的な、例えば受診率の向上対策というようなことも含めて、抜本的な対策が求められるのではないかというふうに思うわけなのです。

それで、ただいまの答弁では、意気込みといいますか、改善する見込みが本当に出るような答弁になっているというふうには思われませんでした。それで、町長は、令和2年度の施政方針の中で、予防のための健診を積極的に推し進めるために、特定健診における受診勧奨などによる病気の早期発見、早期治療などにも努めてまいりますというような感じの対策を考えておられるということなのですが、実態として、それを担保するような本当の対策というものが見当たらないわけなのですけれども、その辺について、町長はどうお考えになっているのか、今の国保会計は、税率改正

である程度改善はされております。しかし、七飯町の町民の、住民の健康の問題を考えると、今のよう状況、要するに受診率が北海道の中でも、とりわけ悪いほうに属するような、そういう町政の執行状況ではまずいのではないかというふうに思いますので、町長に、その点に対して町長の決意的な発言をいただきたいなと思います。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 抜本的な対策、先ほども答弁いたしましたけれども、実施しております特定健診につきましては、受診対象者の中には、既に医療機関へ通院されており、健診内容と同じ程度の検査をされている方も含まれておりますので、一概に申し上げることはできませんけれども、平成29年度と比較して受診率が上昇しておりますけれども、受診率は低い状況と現実として捉えてございます。

それを踏まえまして、先ほどの繰り返しの答弁になりますけれども、国民健康保険では、受診率向上のため、元年度より特定健診の無償化、それに加えて、はがきにより受診勧奨を増やし、また、2年度から国保連合会で実施しております共同事業に切り替えて、健康医療情報、データ化をして、さらに一歩進んだ受診勧奨へ取り組むこととしております。

何よりも受診率が大幅に向上するというのは難しいところではございますけれども、個々の健康は個々の健康意識が基本でございますので、今後、健康増進に興味を持っていただけるような勧奨を実施しながら、引き続き努力してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） 今、課長のほうから答弁がありましたけれども、それは基本的なことであり

ます。非常に七飯町民の皆様方、職員も実はそうなのです。受診率低いのです。私もこの間、随分いろいろな方とお話しして、健康診査に行っていますか、健康診断を受けていますかと言ったら、「行かない」と言うのです。どうしてと言ったら、病気が見つかるのが怖いと言うのです。それは本心

からかもしれません。でも私は、そうではないのだと。早くに見つけると早く治るのだよ。その分、皆さん方が楽できるから。だから1年に1回の健康診断は受けましょねという、そういうお話をさせていただいております。

私、いろいろな機会があって、町民の皆様、いろいろな団体の皆さんとお話する機会というのは皆様方よりも随分多いはずです。ですから、そういう機会を捉えて、皆様方にぜひ健康診断を受けようということをお話しております。

そのほかに、無償化にするとか、そういったことはやらせていただいておりますけれども、何よりも、やはり自らの健康は自らが守るのだという、そういう意識をしっかりと植え付けることが大事なことだろうというふうに思いますので、これからは私自身もしっかり町民の皆様方にそんなお話をさせていただきますし、また、上野議員も毎年健康診断を受けられているというふうに思っておりますけれども、どうか、いろいろところで上野議員もたくさんの方とお会いする機会があると思いますので、上野議員ばかりでなくて、議員の先生方はいろいろな場所で、健康診断を受けましょという、そういうことを言っていただければ大変有り難いというふうに思いますので、共に力を合わせて受診率向上に向けてまいりたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 御答弁いただいておりますけれども、そういう中で、これまでのような取組の範囲では抜本的な改善にはつながらないというふうにも思うところですが、鋭意努力はしているということは分かります。

しかしながら、今の実態を改善するというためには、今までにないような取組がまず必要かなというふうに思うのです。

例えば特定健診、平成28年の対象者は5,925人おりますけれども、1,108人が受診、それから、後期高齢者の基本健康診査の場合、対象者が4,214人のうち118人が受診しているということで、特に後期高齢者の受診率がとり

わけ悪いというような実態になっております。

これまでは、対象者個々に対してどのような案内をして、どのような勧奨をして、受診をするような取組をされてきたのかというようなことが、やっぱり進んだ町との違いがあるのではないかと、いうふうに思うところなのです。

私一つ考えているのは、例えば受診の勧奨、それから受診した人のうちで、対策を打たなければならぬようなそういった対象者に対して、治療の促進をするような働きかけといたしますか、そういう対応する保健師の数が足りないのではないかなと、七飯町の場合。そこをまず抜本的に増員して、そういう働きかけを中心とした動きを強めることが必要ではないかと思うのですが、それについてはどうお考えなのか伺いたい。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 保健師の増員ということでよろしかったでしょうか。

保健師の業務は重要かつ多様化してございます。一般会計及び国保会計を問わず、現在雇用している状況でございますけれども、増員については、業務の効率化なども勘案しまして、今後、検討課題であると捉えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 保健師の数がどういう状況になっているのかということで、認識の度合いをちょっとお伺いしたいのですが、要するに七飯町は10人程度の保健師で様々な、特に子育て世代への対応が中心になっている、そういう保健師の対応になっていると。実際に特定健診だとか健康診査だとか、こういったことに専門的に対応する保健師がほとんどいないのではないかと、いうふうに思うわけですが、抜本的に強化するためには、そういう専門にやるような保健師を増員して対応することが必要ではないかと思うのですが、その辺について、検討してまいりますではなく、もう少しはっきりした答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） ただいまそのようなお話もありますけれども、今現在、住民課長が答弁したように、一般会計、国保会計の部分で協力し

て、保健師を保健センターのほうで集約して、保健指導を行っている状態で。

また、そのような特定健診の割合も伸びないということも含めて、根本的な対策ということで、まず、今年の春に保健センターの保健予防係と保健管理係というふうに若干機構を変えさせていただいて、保健師が動きやすく、指導しやすい体制に今改善したところでございます。

また、特定健診の受診する医療機関、町内の医療機関と、そのほかに、今回、田家のほうに函館市医師会の健診センターが移転したということもありまして、受診がより一層受けやすいようにというような、窓口の拡大といえますか、そういう部分も対応してきているところですよ。もちろん特定健診の自己負担分も無償化したという部分と、あと、議員がおっしゃっているように受診勧奨、それから保健指導、そのセットを併せて、今後、保健センターの保健師、フル稼働といいますか、その部分、今の人員でやれるところまでやって、その上で不足ということであれば、またそれは考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 2問目、新型コロナウイルスによる町内事業者への影響調査についてということであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策としての営業自粛などにより、町内の事業者は甚大なる経済的被害を受けております。

町は、北海道の実施する休業要請等の対象事業者への上乗せ給付を実施するとともに、町独自に飲食店関係の事業者へ支援給付を実施することにしておりますが、新型コロナウイルス問題では、飲食関係だけでなく、多くの事業者が経営上の損害を受けていると考えられるわけでありまして。

そこで、町として今回支援を実施しなかった他の事業者がどのような損害を受けているのか、実態調査をするべきではないかと考えます。これまでどのような調査が実施され、また、その結果がどうなっているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） それでは、私のほうから御答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症による影響につきましては、海外における感染症の拡大による外国人観光客の激減に見舞われている観光業を初め、北海道独自の緊急事態宣言、国の特別措置法に基づき、緊急事態措置などに基づく外出自粛により、飲食業などで多大な影響を及ぼしております。

町では、新型コロナウイルス感染症による影響について、職員を配置し、訪問や電話など個別に情報収集を進めているほか、七飯町商工会、七飯大沼国際観光コンベンション協会、渡島食品衛生協会など、各種団体や金融機関から町内事業者の状況についての情報共有を実施してまいりました。

各事業者においては、来客の激減や販路の縮小、向こう数か月分の予約のキャンセルが相次ぎ、売上げの激減や、やむを得ない休業など、その経営に多大な悪影響を及ぼしております。

新型コロナウイルス感染症の収束への見通しが立たない中で、各事業者の資金繰りを支援するため、令和2年第1回臨時会にて、七飯町商工業経営安定金融融資条例の一部改正を可決いただき、令和2年度の利子補給を利子全額とするなどの拡充をいたしました。

このほか、町内事業者の資金繰り支援といたしまして、利用が急増しているセーフティネット保証につきましては、市町村認定書の即日発行に努め、円滑な資金調達を支援しているところであります。

また、令和2年4月17日に北海道が決定した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための北海道における緊急事態措置によります、北海道の休業要請等に協力する事業者への休業協力感染リスク低減支援金の支給に併せ、令和2年第2回臨時会にて、七飯町独自の支援金と北海道の支援金とで一律30万円となるように、一般会計補正予算を可決いただき、七飯町休業要請等協力支援金の支給を実施しているところであります。

七飯町独自の支援金につきましては、休業要請等の期間を5月15日金曜日までとし、翌週21

日に1回目の支給を行い、現在まで37件、合計1,110万円の支給決定を行っております。

北海道の支援金の対象となっている事業者につきましては、町への新たな申請を不要とし、北海道から支給データが届き次第、一律30万円となるよう支給決定を行ってまいります。

このたびの第2回定例会に提案されております令和2年度一般会計補正予算(第4号)で計上しております七飯町クーポン券発行事業費は、消費の喚起、下支えにより、町民の皆様の御協力を得て町内の経済を活性化する事業であり、町内事業者を支援するものでございます。

国におきましては、第2次補正予算案を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた企業に対し、資金繰り支援の強化、店舗等の家賃支払いへの家賃支援給付金、雇用の維持を支援する雇用調整助成金の上限の引き上げ、感染症第2波などに備えた医療体制の強化を盛り込んでおり、こういった国や北海道の対策とともに、七飯町が実施すべき対策を適時適切に実施してまいりたいと考えております。

今後も各事業者に対し、個別に訪問や電話などにより対応するほか、令和2年第2回臨時会にて議決をいただきました七飯町休業要請等協力支援金や七飯町中小企業融資制度の利用時、また、その他融資制度利用のためのセーフティネット保証の市町村の認定手続時など、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれている各事業者との接点を活用し、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 農林水産課長。

○農林水産課長(田中正彦) 第1次産業の損害関係についてですが、同僚議員の質問に対する答弁と重複する部分はございますが、1次産業の水産業については、遊漁のワカサギ釣りが影響を受けております。前年対比となりますが、来場者数8,154人、1,765名の減、販売金額については432万5,000円と、99万4,000円の減となっております。

また、2月中旬以降外出自粛の風潮の高まりにより、著しい来場者数の減少、併せて暖冬少雪の

影響も重なり、解氷も早まったことに鑑み、営業期間の短縮にもつながったものと推察されます。

次に、林業関係になりますが、中国への原木輸出船が運行停止したこと、港の貯木場に運ばれた原木の輸出が滞って、滞留原木が多くなった状況以外特に影響はないものと推察されます。

特殊林産物、キノコ類については、菌床栽培による生産者が影響を受けております。菌床栽培は仕込みから発生まで6か月程度の期間を要します。このことから、出荷までの工程時間が確立されており、非常事態に対しては、温度調節等によるキノコの発生を抑制するすべはなく、コントロールが効かないということでありました。このことから、生産、収穫、出荷については、停止することなく行わなければならないとのことであります。販売先につきましては、外食産業に依存する部分も多く、営業自粛の影響により、出荷先が市場へと集中したこと、飽和状態となり、主要価格の下落につながっております。

また、催事への出店やゴールデンウィーク販売に合わせて仕込んでいることから、緊急事態宣言の影響は大きく、ネット販売への転換や生食用から加工品製造へと方策を転換したものの減収となっています。

ナメコ栽培につきましては、販売経路が市場を介してスーパーであったことから、販売価格及び数量は安定しており、影響はないとのことであります。ただ、労働力については、若干ですが、感染症の拡大防止対策のため不安定であったようです。

農業については、外国人研修生の来日するめどが立っていないケースはあったものの、不足した労働力を補う現場での労働力については、失業や休業等により求人へ応募が多く、確保されているとのことであります。

野菜農家については、生鮮食料としての生産がほとんどですので、外食を控え家庭内での食事が増えたことから影響はないとのことであります。

畜産農家については、牛乳の廃棄処分等生産調整をしていないので、影響はないと推察されますが、肉牛については、特に高級ランクの牛肉の消費が、外食産業の営業自粛及び外国人観光客の入

国規制等により消費が落ち込んでいることから、これに併せて肉牛の市場価格が下落しているとのことであります。

アルストロメリアが主力生産の花弁農家につきましては、緊急事態宣言による冠婚葬祭の縮小や自粛、卒業式及び入学式等の慶事の取りやめ、花屋の営業自粛及び不要不急の外出自粛要請等による消費機運の低迷、このことにより消費需要が減少し、市場取引価格の下落につながったこと。航空機の減便により本州市場への輸送手段を失ったことにより出荷先を分散できず、市場が道内に限られたこと。このことから道内市場における商品の飽和状態が起り、市場取引価格の下落へつながったこと。市場価格の低下を防ぐため、下等級商品の刈取り、廃棄等により生産調整、出荷停止を行ったこと。例年になく小雪暖冬であったが、例年どおり暖房用燃油価格は高止まりで推移したこと。これらのことからアルストロメリアが主力生産の花弁農家における影響につきましては、農協取扱高対前年比のデータによりますと、数量は増大しているものの、金額については低い状況となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） ただいまお答えいただいておりますけれども、農業関係については、ある程度数字的なところまで把握されているようなところがありますけれども、ほかの事業関係について、やはりどのような実態なのかという調査は、まともなちゃんとした調査とはなっていないような感じがします。

例えば地域公共交通にしても、それからホテルとかカラオケ店とか、いろいろな事業者が町内にあります。例えば理美容関係だとか、そういったものについて、どういう実態なのかというのは、数字的な部分まで含めて、できれば把握しないと、そういった事業者の困窮度合いが分からないし、その事業者に対する対策といいますか、支援も具体化していかないのではないかとというような感じがするのです。

それで、町はどうなのですか、ちゃんとした調査をする気はないのですか。このコロナ問題は、

大体中心的な時期は過ぎたような気はします。しかし、その2か月とか、そういう中で相当なダメージを受けた事業者がいて、それがかなり今後の経営を圧迫して大変になっているというような場合もあるはずなのです。それは、実態として把握しなければ対策も打ち出せないというようなことですので、できれば町は、特に影響を受けていると思われる事業者については、実態を把握して、国や道などの支援がなければ、町独自にでもある程度の支援策を考えるべきではないかというふうに思います。

その辺について、先ほどの答弁では、ちょっとどうなのかなという答弁でしたので、これについても、できれば町長に答弁をいただきたいなと思います。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） ただいまの御質問でございますが、町といたしましては、新型コロナウイルスの関係、まず、観光業のところに大きな影響が現れました。特に冬期間の観光事業につきましては、アジア圏からのインバウンドの方々への経済活動、そういったものが非常に大きなウェイトを占めているところでございます。

当然商工観光課といたしましても、観光業、宿泊業、飲食業につきましては、即時に調査に入りました。当然、直ちに調査をして現状の把握をしなければならぬということですので、形式立った全体調査というものは実施してございません。しかしながら、現場の声を聞くということが非常に大切だと考えましたので、直ちに職員をして訪問をさせ、現状を、残念ですが、統計的な数字というものは把握してございませんが、皆さんがお持ちになっている不安とか、そういった事業者の今後の、この新型コロナウイルス関連の先行きの不透明感、不安というものを聞き取りを行ったところでございます。

まず最初に動き出したときに、観光業につきましては、特に非常事態宣言がなされたときについては、全くお客様がいらっしやらなくなった。すぐにホテル業につきましては休業ということが始まりました。ある意味全ての売上げがゼロになるというような事態となったところでございま

す。

飲食店につきましても即座に職員をして訪問をさせ、調査をさせましたが、その際につきましてもね売上げがおおむね5割減だとか、そういったことをおっしゃっていらっしゃいました。

ただ、例えば観光業につきましても、冬期間なかなか観光業の売上げは少ない期間になってございましたので、比較的持ちこたえられると、前年と比べても、皆減したとしても持ちこたえられるといった声も聞かれたところでございます。

そのほか、こういった聞き取り調査をいたしまして、様々な対策に取り組むときに、国の第1段の経済対策が始まりました。こちらにつきましては、例えば雇用調整助成金、従業員の方の休業手当を補助するというような制度だとか、それから持続化給付金とか、その他、当然ながら資金繰りもそうなのですけれども、そういった矢継ぎ早の対策が示されたところでございますので、町といたしましては、そういった国の制度、そのほか北海道の制度もございしますが、そういったものに関する手続等の相談、そういったものに重点をシフトしたところでございます。

当然、先ほどの御答弁にもありましたとおり、そういった各種手続で、各事業者の方々との接点を保つと、そういったことに努めまして、現状の把握に努めていく。

また、今、国、道、町も当然ですけれども、対策を講じてございますので、これの実施、実行、こういったものと一緒に、今後まだまだ必要な対策が出てくると思いますので、そういったところに皆さんの声を生かしていきたいと考えているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） 私も一つの業種で、理容業の方とお話をさせていただきましたけれども、連休明けぐらいのお話でしたけれども、その当時に大体2割ぐらい落ちているということをお聞きしました。そして、その要因には、実は来るのですけれども、今まで1か月に1回ぐらい来ている人が、やはり外出自粛ということで、1か月半に期間が伸びたとか、あるいは国道縁のお店屋さんで

すので、意外とゴールデンウィーク中に札幌ナンバーで入ってくる、それを断れないので、カーテンを下げていたりとか、やっていないように見せて、そういう工夫をしながら、だからきっと来るお客さんも少なかったのでは落ちたのだろうというふうにお聞きしておりました。

今、質問の中で、特に国、道なりのものから外れたものに対するということもございました。これ昨日の同僚議員の質問にもお答えしておりますけれども、特にそういう部分については、今回の補正ではなくて、次の補正予算を考えておりますので、国の2次補正に併せて、そこから漏れたものを特に私は救っていかねばならない。そして、昨日も申し上げましたけれども、このコロナの影響で七飯町内から1件も倒産を出さないのだという、そういう心意気の中で、しっかりとした対応をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、観光業でいえば、大沼地区、本当に大変だというふうに思っています。今までインバウンドのお客様で随分盛り上がっていたものが、昨日の数字では99.9%来ていないという状況でありますので、本当に大変なのだろうなというふうに思いますので、少しそういうホテル関係にも町独自の、国のほうからきちんと補填があれば、それはそれでよろしいのでしょうか、町としても。

そしてまた、昨日もちよつと言いましたけれども、観光のスタイルを変えなければならない。そういう意味では、私は、なかなか渡島・檜山のお客様というのは、大沼に泊まりに来るという機会が今までかなり少なかったのではないのかなと思っております。あるホテルでは、開店して3か月くらい、地元を安く泊ませますという、割引を大きくしてやった。あるいは冬期間においては、渡島・檜山のお客様、地元のお客様に対して割引大きくしてやったという、そういう状況も存じておりますけれども、これからはもっとそういうことを私はしていかなければ、地元のお客様を大切にしていって、地元のお客様が来ているから今度は他の観光客も、地元が来ているから安心して泊ま

れる宿なのだという、そういうものを出すために、そういったホテル等についても、次の臨時会の中では、補填する予算をぜひ組み上げていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 3問目に行きます。

住民の足の確保についてであります。

七飯町は、平成30年度の65歳以上の人口割合が33.5%となり、高齢者の多い町となっております。高齢者や町民の日常の足の確保が切実な問題になっているところであります。

町長は、令和2年度の施政方針で、地域公共交通については、鉄道や路線バスへの接続拡充、利便性向上を図りながら、デマンド型交通などの具体的手法の検討を行ってまいりますと表明しております。

今後の住民の足の確保に関して、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、地域公共交通の実現に向けた具体的計画と、その実施時期について。

2点目、プロジェクトチームの現在の検討状況について。

3点目、地域公共交通の実現に向けて、住民ニーズ把握調査を実施すべきと考えますが、それについて。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 1点目の地域公共交通の実現に向けた具体的計画と、その実施時期についてお答えいたします。

現在、具体的計画と、その実施時期は、いずれも確定したものはございませんが、検討に当たっては、まずは輸送サービスのプロであるバス事業者やタクシー事業者からの協力が不可欠でございます。

最近では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が、本年5月末に一部改正について可決されたところでございます。人口減少問題や鉄路、バス路線の存続などの課題について、交通の在り方を示す地域公共交通計画の策定が求められ

ているところでございます。

他町の実施時期の事例を見ましても、検討を開始してから少なくとも実証運行まで3年程度を要しており、当町においても同程度の期間は必要になるものと考え、検討を重ねているところでございます。

いずれにいたしましても、実施時期については、現段階ではお伝えすることが難しいことには変わりはありません。

2点目のプロジェクトチームの現在の検討状況についてですが、現在、事前予約制のデマンド型の実証運行を検討しておりますが、坂道の多い町ということを課題として捉え、既存のJRやバスへの接続を優先して検討を進めております。

実証運行の時期も雪国という特性を考えれば、冬期に運行することで、町民サービスの観点からも使いやすさを追求できるものではないかと考えており、検討を重ねているところでございます。

3点目の住民ニーズ把握調査の実施についてですが、第5次七飯町総合計画、後期基本計画策定のためのアンケートを、現在、7月まで実施しておりますが、その中でも、生活環境分野の中で、日常の移動手段の便利さについての項目で、今の状況について満足しているか、また、今後のまちづくりにおいて重要かを調査中でありまして、この調査結果も参考に検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 具体的にどのような進行状況になっているかということでお伺いしておりますけれども、どうも具体的に今後の見通しも含めて、十分お答えいただけないような感じがするわけです。

それで、地域公共交通の実現に向けた具体的計画ということで質問しておりますけれども、七飯町は、地域公共交通会議を各種12団体の参加で、令和元年から令和3年に設置をするという計画がありましたけれども、これは設置されて、現在動いているのかどうか、そして、その地域公共交通会議は、何を目的に設置されているのか、その具体的な活動の内容と申しますか、設置されて

いるのかどうかと、活動の内容について、もう少し分かるように説明していただきたいというふうに思います。

2点目は、七飯町は、平成30年10月にプロジェクトチームというのを立ち上げまして、いろいろ今後の取組について計画を策定してきております。実際に、先ほどの答弁では、その計画がどのようなになっているかもちょっとお答えいただいておりますでしたけれども、私が入手したプロジェクトチームの計画は3案ありまして、その3案について具体的に検討して、どの案で行くのかとか、そういうことは検討はされたのでしょうか。そして今それが、取組が始まったのかどうか、これについて再度お答えいただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、まず1点目、地域交通会議等の関係でございますけれども、まず、地域公共交通の法定の交通協議会というのが、まず地域交通計画をつくる際には、法定の協議会が必要となります。現在、七飯町には、法定の協議会ということは設置がされておりません。現在、七飯町にあるのは地域交通会議というところで、法定ではなくて、会議が設置されているというところです。

この法定の交通協議会のほうに移行しなければ、交通計画の策定ということはできませんので、その移行手続を今後必要かどうかというところを検討しているというところです。

この法定協議会につきましては、まだ現在設置されておりませんので、この開催ということとはございません。

2点目のプロジェクトチーム内の検討状況でございますけれども、こちらは、事務レベルでの検討状況でございますので、町として決定したというものはございません。事務レベルでの検討の中で、先ほど申し上げましたが、実施に当たっては大体3年程度要するということもあって、交通事業のコンサルなんかから資料を頂いた中で、勉強資料というところで、3パターンあったというところでの状況です。あくまでもこちらは事務レベルの資料でございます。町として決定した計画

ではないので、御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 町の本来の計画では、法定会議に移行するためには、令和3年度以降の計画になっているのでしょうか。その辺について、今後のこの会議の設置の予定といたしますか、それについてお伺いしたいなというのが一つ。

それから二つ目は、質問の3点目に要望しているわけですが、こういう計画を進めるに当たって、町民ニーズをきちっと把握して、それに応えるような中身にしていただきたいなというふうに考えるわけですが、町民ニーズの把握調査ということが入っているのは、このプロジェクトチームの、三つのうちの最初の案だけなのです。あとの案は、町民ニーズを調査する考えがないという案になっておりますけれども、プロジェクトチームとしては、この町民ニーズ把握調査を実施する案でいく考えはあるのかどうか、この点について再度お伺いします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） まず、1点目の法定会議への移行の関係でございますけれども、今回、法改正があつて、交通計画を策定するに当たっては、法定会議での議論が絶対不可欠でございますので、まず交通計画を策定するに当たっては、その前の計画の前段階で骨子なるものを、当然町の全体的な考え方を策定していかなければならないと思います。それを検討していく上では、会議の開催等が必要になりますので、移行手続というのは速やかに今後進めてまいりたいというふうに思っております。

また、ニーズ調査でございます。プロジェクトチーム内のニーズ調査の検討でございますが、こちらは、ニーズというのは大変重要でございますので、例えばですけども、ニーズ把握の方法ですが、例えば車両を実証運行しながら、利用者の声を聞くですとか、そういったパターンもありますので、利用者の声を反映させるようなものとして進められるように検討を加えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） プロジェクトチームが検討している三つの案は、いずれも最後は各種モビリティの実証運行ということを考えておられるようです。それは、令和4年度実施というような状況が、案としてはなっているわけですが、この各種モビリティの実証運行の検討というのは、中身的にはどういうことを考えておられるのか、最後にこれについて伺います。

○議長（木下 敏） 総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） 私のほうからその点について御答弁申し上げたいと思います。

先ほど来、課長のほうから計画の関係とか、今の状況に関して御答弁申し上げておりますが、まず一つは、確定的に決まっているものは、今の時点ではないという。それと、議員が先ほどからプロジェクトチーム内の資料に関して質問されてございますけれども、あくまでもそれは、検討すべきであろうという案でございますので、それを基に全てが決まっていくという、そういうための資料ではないということ、まずそこを議員も御認識いただきたいなというふうに思います。

ただ、先ほど課長から答弁いたしました。どの自治体でも、そのところは計画から3年ほどかかりますというところの中で、ではどうやってやっていくのだというやり方は、こういうやり方もあるのではないかと、ああいうやり方もあるのではないかと、そういうものを業者のほうから仕入れた資料の中でございますので、必ずしもそのとおりにやっていくという、そういう確定した資料ではないということ。

それと、先ほど令和4年でやっていくという話は、3年くらいかかるだろうというのは、大体3年くらいかかって皆さんどの町もつくっていらっしゃるという部分の3年を足したら令和4年だと、単純にそういう話でございますので、必ず令和4年にそれを確実にやっていくという、そういう決定事項ではないということも、そこも御理解いただきたいと思います。

ただ、議員のおっしゃっている足の確保につきましては、本当に高齢社会という部分では、坂の

町である七飯町は、絶対的に避けては通れない、そういう問題であるということは認識しております。ほかの自治体で、空気を運んでいると言われるようなそういう失敗はなるべく、当然当町はしたくないという思いもあります。その中で、議論すべきものは徹底的に議論をして、中でももめるものはきっちりもんでからやってまいりたいと思いますし、それで、実際に利用できる、利用しやすい、そういうものをつくっていかねばならないというふうに担当も思っておりますので、ぜひその辺は御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これをもちまして、上野武彦議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、質問を始めさせていただきます。全部で五つ用意させていただきました。

まず1問目、閉校後の大沼、軍川及び東大沼小学校の校舎等の活用についてでございます。

4月に大沼岳陽学校が開校し、大沼小学校、軍川小学校及び東大沼小学校の3校が開校となったが、その校舎、グラウンド及び教員住宅の今後の活用方法等の検討状況及び検討方法等について伺いたいと思います。

1番目、学校の校舎等を教育機関、学校の用途以外に活用する場合、法律や文部科学省通達等で何か制限・制約等はあるのだろうか。

2番目として、統一的な基準による地方公会計による財務書類の貸借対照表上の当該3小学校の帳簿価格は幾らになっているのだろうか。

3点目として、当該3小学校の開校後の再利用について、何か具体案または試案等を持っているか、あるとすれば、それはどのような案か。

四つ目として、今後、活用方法等を検討していくとすると、そのスケジュール感等はどのように考えているか。

5番目として、活用方法等の検討に当たって、町内及び町外に広く意見募集等を行う予定はあるか。

最後に、6番目として、現在、当該小学校が避難場所となっていることもあり、今後の地域防災計画等への影響について支障はないか。

以上の点について伺いたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） それでは、1点目の校舎等の活用に対する制限・制約等について答弁させていただきます。

制限・制約等についてでございますが、補助金適正化法施行令第14条に定める処分制限期間内であるため、国などへの報告、申請が必要になりますが、手続を行った上での制限・制約はございません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、私の法からは2点目の地方公会計による貸借対照表上の3小学校の帳簿額についてお答えしてまいります。

直近の資料としては、平成30年度決算時に整理いたしました平成31年3月31日現在の貸借対照表の基礎となった固定資産税台帳から御答弁申し上げます。

大沼小学校は、土地の面積が2万1,474平方メートルで、価格が1,700万9,555円、建物は、校舎、体育館、教員住宅等で、面積合計3,356平方メートル、価格が1億7,431万7,911円、その他工作物は外構で、価格247万6,388円、大沼小学校合計1億9,380万3,854円。

軍川小学校は、土地が軍川振興会館の敷地を含んでおりますが、面積2万4,069平方メートルで、価格が568万4,140円、建物は、校舎、体育館、教員住宅で、面積合計2,555平方メートル、価格が2,523万6,800円、その他工作物は外構で、価格98万4,161円、

軍川小学校合計3,190万5,101円。

東大沼小学校は、土地の面積1万1,554平方メートルで、価格が375万5,355円、建物は、校舎、体育館、教員住宅で、面積合計1,316平方メートル、価格が1億6,903万8,442円、その他工作物は外構で、価格231万109円、東大沼小学校合計1億7,510万3,906円。

3校の合計では4億81万2,861円でございます。

私からは、以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 3点目から5点目までお答えいたします。

3点目の閉校後の再利用についての案についてですが、初めに、各小学校の校区に該当する地域住民の方を対象とする意見交換会を昨年9月17日、9月18日、9月20日にそれぞれ開催しております。その後、大沼地区3小学校の今後の利活用について検討するための内部組織として、副町長を委員長とする大沼地区3小学校の利活用に関する検討委員会を12月6日に開催し、利活用について検討を行いました。

検討委員会において、大沼小学校の一部を除き、最終的な決定はまだされておらず、方向づけまでがされた状況となっております。

各学校の方向性についてですが、まず、大沼小学校につきましては、校舎の一部を保育園や学童保育として利用し、残った校舎部分などについては、引き続き検討することとし、体育館は耐震基準を満たさないため解体することといたしました。

次に、軍川小学校につきましては、体育館は耐震基準を満たさないため解体することとし、校舎については、地域の消防団詰所などの住民意向がありました。隣接する軍川振興会館に機能を補完することで方向づけしており、現状としては、校舎の活用については未定であることから、解体や売却も含め、検討を続けるとともに、処分が決まるまでの当面の間、文化財などの保管庫として活用することといたしました。

次に、東大沼小学校につきましては、東大沼地

区生活館や地域の消防団詰所の老朽化が著しいことから、これらの機能の移転についてまで方向づけがなされましたが、それぞれの具体的な使用範囲まで決まっておらず、また、未使用となるスペースも多くなると想定されるため、ほかの利活用についても含め、検討を継続することといたしました。

4点目の今後のスケジュールにつきましては、大沼小学校の校舎の一部について、活用内容や使用範囲が固まったことと、残った部分について引き続き検討する旨、大沼小学校の校区を対象とした住民説明会を、新型コロナウイルスの感染予防を考慮しながらではございますが、開催してまいりたいと考えております。

軍川小学校と東大沼小学校につきましては、引き続き検討を行うとともに、決定された内容については、適宜住民説明会を開催するなど、地域との合意形成を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

5点目の活用方法等の検討に当たって、町内及び町外に広く意見募集等を行う予定はあるかにつきましては、先ほど申しあげました住民説明会における住民意見の中で、民間企業の誘致として活用するにしても、地域性に合わない企業の誘致は好ましくないなどの御意見もいただいておりますことから、まず、基本的には小学校の周辺住民の意向を優先しながら議論を進めてまいりたいと考えております。

現状といたしましては、活用方法について広く意見を募集する考えはございませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、6点目の現在、当該小学校が避難場所となっていることもあり、今後の地域防災計画等への影響について支障等はないかについて答弁してまいります。

3月に閉校となりました大沼、軍川、東大沼の各小学校につきましては、体育館とグラウンドが指定緊急避難場所となっており、うち東大沼小学校の体育館が指定避難所として指定しております。

また、軍川小学校のグラウンドは、北海道消防防災ヘリコプターの指定離着陸場となっております。

今後、取壊しを予定している大沼小学校、軍川小学校の体育館は、建物自体がなくなることから、指定緊急避難場所となっておりますが、3月末で解除しております。

また、指定避難所となっている東大沼小学校の体育館は、4月以降電気や水道が停止しておりますので、指定避難場所としての利用ができなくなっておりますが、噴火の際の一時的な避難であれば体育館を利用することができることから、指定避難所を解除し、緊急指定避難場所として指定しております。

指定避難所を解除することによる影響ですが、東大沼小学校体育館の収容可能人数は110名となっており、大沼地区の指定避難所の収容人数の合計は594人から484人へと減少いたします。

現在、ほかの施設を避難所として指定するには至っておりませんが、大きな災害の可能性として、函館平野西縁断層帯の地震想定でございますと、全町で約2,400人の避難者の想定ですので、大沼の人口割から考慮すると最大でも200人程度、また、駒ヶ岳の噴火の際は峠下以南への避難を想定しておりますので、東大沼小学校の体育館を指定解除しても数値上不足がないこととなりますが、これらの数値はあくまでも想定ですし、また、新型コロナウイルス等感染症が発生しているときには収容人数が減少してしまうこともあるので、大沼地区に限らず民間の宿泊施設など、避難所として利用できる施設がないか模索、検討してまいります。

また、各小学校のグラウンドについては、4月以降も指定緊急避難場所としてそのまま継続し、指定しておりますが、今後の利用用途が決定し次第、その状況に応じ指定の継続または解除を決定していきたいと考えております。

軍川小学校のグラウンドは、北海道消防防災ヘリコプターの指定離着陸場となっておりますが、廃校となったことから、七飯消防署大沼分遣所に隣接しますヘリポートへ変更を行う協議を消防並

びに北海道庁と行き、先日、指定離着陸場として承認をいただき、現在、地域防災計画の記載の修正事務を行っているところです。

また、その他の計画の影響ですが、森町や鹿部町と組織します北海道駒ヶ岳火山防災協議会が作成します北海道駒ヶ岳火山避難計画については、緊急避難で東大沼小学校に避難した住民を峠下以南へ避難誘導する計画となっておりますので、影響はございません。

これらの変更につきましては、4月号の広報などを通じまして周知をしてございますが、避難場所は重要な情報ですので、今後も重ねて周知を心がけ、災害時にスムーズな避難行動が取れるようにしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 大沼小学校だけでも、一部利用方法が見つかったというか、決まりそうだというのは大変いいニュースかなというふうに考えてございます。

この質問は3月の定例会のときにしようと思ったのですけれども、コロナの関係で取下げさせていただいて、施政方針の中にも、廃校となる小学校3校の利用と併せということと、非常に重要なポイントとして掲げられていたということと、僕自身が今年の9月17日の住民意見交換会、軍川小学校の会に出させていただきますして、参加したのはたった4人か5人ぐらいで、大した意見も出ず、我々住民からすると、余りアイデアがないというのが正直なところで、もっといろいろなところからいろいろな、軟らかい頭の人の意見をどんどん取り入れるべきではないかと思ったのが実情でございます。

ですから、去年のスケジュールからいきますと、昨年中には方針決定で、住民説明会まで持っていくというような形になっていたのですけれども、それがちょっと遅れているというようなことで、これは、決まらないとしようがないということなので、やむを得ないと。今後とも検討していくということでもいいと思いますけれども。

それで、質問のほうは、最悪、決まらなければ

取壊しをするということもあるのか、先ほどちょっと言ったとおり、軍川小学校を保管庫として利用するというので、場合によっては、そのまま建物を維持するという考え方なのか、お聞かせいただければと思います。

それと、先ほど帳簿価格を御説明いただきましたけれども、これは、この間の意見交換会の説明会の資料でいくと60年、建物を使用できるということで、39年たっている状況で、あと20年ぐらいは使えるというような状況の資料でございましたので、帳簿価格というか、償却済みの資産となっているのか、あるいはまだまだ償却をどんどんしていく、価値が十分あるものなのかということで、ちょっと確認させていただきたいというふうに思います。

それと、再度、町内、町外というか、いろいろなところに情報を発信してアイデアを募集すべきではないかなと。最終的に決定するのは、それでは駄目だということで蹴れるわけですから、いろいろな人からアイデアを求めるということをもう少しやられたらいいかなというふうに考えるのですけれども、その点について再度御答弁いただければなというふうに思います。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、私のほうから1点目と3点目の部分について答弁させていただきますというふうに思います。

最悪、決まらなければ建物を取り壊すのかどうかというところでございますけれども、まず、9月17日に意見交換会をさせていただいたときの地域のお話でございましたが、建物がそのまま残ってしまって、古くなっていくことを近くで見るとは忍びないというような趣旨の意見もございました。そういった意味からしますと、いつまでも用途が決まらないものについては、やはり地域の方々の思いを酌み取るとすれば、解体ということ考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

こちらのほうは、今後の利活用なども状況を踏まえながら検討していくことかなというふうに思います。

3点目の募集の関係でございますけれども、広

く募集をしないのかというようなお話かと思えます。先ほど申し上げましたのは、町内外の民間事業者の方が無条件で利活用するというのを大前提とした募集というのはなかなか難しいのかなというふうに思っています。よいアイデアだとか、そういった提案が民間事業者からある場合には、必要な聞き取りや相談をお受けすることになりますけれども、そういった場合でも、もしほかの事業者から提案がある場合もございますので、そういった場合は条件を付した上で、売却もしくは貸し付けといった内容になろうかと思えますが、公募の方法によって行うなど、適切な財産の処分、また、利活用を行っていくことが必要であるというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、私のほうから帳簿の価格の御質問がございましたので、御答弁してまいります。

建物につきましては、校舎、構造的に鉄筋コンクリートになってございますので、鉄筋コンクリートの耐用年数が47年ということでございます。まだ建ててから、稼働年数が耐用年数期間内にあるということから、現在償却中でございます。ただし、体育館だとか教員住宅については、耐用年数切れのものでございますので、そこについては償却を終わって、価格としては、備忘価格の1円の登載というところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 大体分かりましたけれども、この校舎の活用を含めて、大沼岳陽学校ができるという前提で、それで国からの支援金その他があつてあれなのですけれども、もし取り壊しするというような場合には、町の費用は全額なのか、それとも国からの補助が期待できるものか。なぜかという、体育館を壊すだけで8,000万円もかかってしまうというような、小学校一つだと4,000万円ということなので、こんな価値のあるものを壊すというようなことがないような形で検討を進めていただきたいという前提なのですけれども、費用がかかるというのはちょっと

困るものですから、国からの解体に対する補助だとか、そういうものは事業の一環として期待できるものなのかどうか、最後にちょっと確認したいと思えます。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

確かに校舎解体という部分では忍びないところがございます。ただ、古くなればどうしても解体ということが出てきます。今回、大沼小学校の体育館と軍川小学校の体育館に関しましては、岳陽学校が開校したというようなことで、それに併せて文科省のほうから解体については補助が認められたということです。金額にして、何割というのはお答えできませんけれども、それなりに文科省のほうから何千万円というお金が補助として入ってくるというような形で今現在は進んでいます。

今後になりますけれども、まだ校舎は残りますけれども、その際、補助とかそういうのはあるのかというお話かと思えますけれども、それについては、多分、文科省のほうの補助という形のものはないと思えます。それについては、学校の分として整理がついたという形になろうかなと思えます。

壊す段階になれば、先の話ですので、いろいろな形の中で補助だとか交付金だとか、文科省に関わるいろいろな省庁の関係についていろいろ探して、できるだけ町の負担がないような形のもので努めてまいりたいと。ただ、今言えることは、今の段階では、交付金だとか補助金については期待できない状況かと思えますので、その辺については御理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 1問目は、以上で終わります。

それでは、2番目の質問に入ります。

教育機会確保法成立後の七飯町の対応状況について。

平成29年2月に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、「教育機会確保法」という。）が施行

され、現在に至っている。この教育機会確保法施行が七飯町の教育関係に及ぼした影響及び七飯町が対応した内容等について、次の点を伺いたい。

1 番目として、教育機会確保法施行後、七飯町では何か対応を行ったのか。夜間中学や不登校について、検討状況も含めて伺いたい。

2 番目として、七飯町適応指導教室設置要綱（平成22年12月10日、教育委員会訓令第13号）及び七飯町適応指導教室運営要綱（平成22年12月10日、教育委員会教育長決定）では、児童・生徒の学校復帰を援助するためか、学校復帰を援助するか、学校復帰についての必要な助言との記載がありますが、学校復帰を偏重することは、この教育機会確保法の基本理念等に反しないか。当該訓令及び決定を改正する予定はないかということです。

それと、3 番目として、不登校児童・生徒を受け入れている民間のフリースクール等の運営状況について、近隣市町村にあるものも含めて状況を把握しているかどうか。

4 番目として、民間のフリースクール等の運営実績等について十分に検証、何をやっているかということを検証の上、民間との何らかの連携、または民間への支援等を図る考え等はないのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） それでは、1 点目の教育機会確保法施行後の対応について答弁させていただきます。

施行後の対応についてでございますが、不登校への対応を行っておりますが、夜間中学については、公立の夜間中学校は、全国でも10都府県に34校が設置されておりますが、七飯町では、要望を直接お聞きしていないため対応はしておりません。

不登校につきましては、各学校で児童・生徒が不登校または不登校ぎみとなった場合、その児童・生徒や保護者と連絡を取り、家庭との連携を図るとともに、児童・生徒の状況によっては、スクールカウンセラーへの相談なども促しております。

このほか、七飯町の適応指導教室や町内のフリースクールなど、児童・生徒の出席状況や学習内容などがきちんと確認できる施設に通所した場合は、授業への出席扱いとするなどの対応を行っております。

2 点目の七飯町適応指導教室設置要綱及び運営要綱中、学校復帰の偏重についてでございますが、設置要綱または運営要綱の中で、児童・生徒の学校復帰を援助することは、適応指導教室の指導目標及び方針として定められておりますが、必ずしも学校復帰を強要するものではございません。

運営要綱で定めておりますが、主な指導として、児童・生徒の意思や希望を尊重し、自立できるよう指導・助言するとしており、あくまで児童・生徒、そして保護者の意思を優先するものでございます。したがって、教育機会確保法の基本理念等に反するものではないと捉えております。

しかしながら、御指摘のとおり、学校復帰という表現が多く、学校復帰を偏重しているようにも捉えられるため、本年5月12日に開催いたしました令和2年第5回定例教育委員会会議におきまして、設置要綱及び運営要綱中の学校復帰の表現を削除させていただいたところでございます。

3 点目と4 点目の民間のフリースクールについて、併せて答弁申し上げます。

七飯町内の児童・生徒が利用しております町内のフリースクールは、学校が施設と連絡を取り合い、児童・生徒の出席状況や学習内容を確認し、出席扱いの対応などを行っております。

なお、近郊にも1施設ございますが、6月1日現在、七飯町の児童・生徒の利用はございません。利用するようになれば、当然連携して対応させていただくこととなります。

また、支援等についてですが、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） この教育機会確保法については、私も全然知らなくて、講演会にたまたま行ったら、不登校、フリースクールについての講演会へ行ったら、こういう法律があって、子供た

ちの教育を受ける権利というのを重点に置いて、基本理念として、ホームエデュケーションとか、家で勉強しても構わないという、そういうような考え方が大きく変わった中で、こういう法律ができたということで、これについては、議員立法とかなので、なかなか知っている人だとか、理念についてまでどうこうというのはないと思うのですけれども、今この要綱の中で、学校至上主義とか、学校復帰が、そういうような扱いをしているのではないかというような感じがあったので、この要綱とか、古いものでどうなのかと言ったら、直していただいたということなので、非常に対応していただいたのは有り難いものだなというふうに考えております。

今後ともフリースクールについても、どうしても登校できないという子供たちが中にはいるようなのです。僕も十分理解はできないのですけれども、学校に行けない子が何でフリースクールに行けるのだという、そういう疑問は確かにあるのですけれども、学校には行けないのだけれども、フリースクールの自由な空間の中で友達ができたり勉強したりするというケースはあるようなのです。

ですから、どうしても学校に来れない人には、学校に復帰するとかということだけを指導するのではなくて、フリースクールの活用についても、教育委員会のほうから、こういう方法もありますということで指導していただければ、互いにいいのではないかなというふうに考えて質問させていただきました。

これについては、十分対応させていただいたので終わりますけれども、できましたら教育長の考え方を若干御指導いただければなということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（興田敏樹） 少し考え方を答弁させていただきます。

確保法と言われてはいますけれども、これ平成29年に法律が制定されましたけれども、具体的には、去年の11月だと思いますが、文科省のほうから通知文が出まして、過去の学校偏重、復帰偏

重という通知を全て破棄しますと。改めて確保法の理念に基づいた対応をしてくださいというものが出来、ようやく具体的に動くようになってきたということです。

正直申し上げますと、教育委員会、さらには学校現場でも、学校に復帰させることがためになるのだという考え方は、今でもそこは多少残っているということは否認しません。だからこそ、今回非常にいい質問をしていただいたと思っておりますが、教育委員会としてしっかり、そうではないのですと、子供たちが教育を受ける権利と、学校に通うということは別のことだと。どうしても子供たちが学校に通うことができないのであれば、その児童・生徒が学びができる場所において学びをするということに対して、きちんと教育委員会としても認めましょうという形に変えていかなければ駄目ですと、変えますということで、今回、適応指導教室の内容についても訂正をさせていただきました。

フリースクールにつきましても、適応指導教室に適応指導員というのがおりますので、その指導員のほうでしっかりとその子の実情、家庭環境、希望等を含めて、フリースクールを紹介することとも現実問題としてやっておりますので、そういう意味では、今は確保法の理念に基づいた対応をしているということで考えておりますので、ぜひそういうことで御理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） ありがとうございます。2番目については終わります。

それでは、三つ目に入ります。

七飯町立地適正化計画について。

令和2年度の七飯町施政方針の中の第6「ともに歩むまち」に「コンパクトなまちづくりへの転換を図る必要があります」「七飯町立地適正化計画を策定してまいります」とありますが、七飯町立地適正化計画の内容について伺いたいと思います。

1番目として、この計画の作成は、つくらなければいけないと、法律上の義務なのか、それとも任意の項目なのかということです。

2番目として、計画の作成により、国からどのような支援が期待されるのかと。

3番目として、計画の作成に住民の意見はどのように反映するのかと。

4番目として、先行する成功事例等がもしあれば御紹介いただきたいということでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） それでは、質問に沿って答弁いたします。

1点目、計画の作成は義務なのか、任意なのかの質問になりますが、義務ではございません。

この立地適正化計画の制度創設の背景として、国では、全国多くの自治体が人口の急激な減少と高齢化、また、非常に厳しい財政状況という共通の課題を抱えていることから、この共通課題に対応するために、一定の人口密度や機能を有する生活圏の市街化区域内において、高齢者や子育て世代にとって安心できる、健康で快適な生活環境のまちづくりを求める一方、今後の地方財政の厳しさが増す中、公共施設の維持管理や施設更新コストが増大していくことを踏まえ、医療・福祉、商業施設などの都市機能、そして居住地域の集約、再編等も含めて見直しを行い、コンパクトで持続可能なまちづくりを目指すための計画であります。

2点目、計画の作成により、国からどのような支援が期待されるかについてですが、ソフト面では、本年度進めている計画策定業務に係る集約都市形成支援事業補助金、2分の1の支援がございました。

また、ハード面では、公共施設として、現在、老朽化が著しい本町地域センターやスポーツセンターなどの施設整備、また、懸案事項である図書館の整備が該当し、都市構造再生集中支援事業による補助金の支援が期待できます。補助率については2分の1、その他交付税算入等が見込まれる予定となっております。

3点目、計画の作成に町民の意見はどのように反映するのかになりますが、都市再生特別措置法第81条第17項により、公聴会の開催や住民の意見を反映することとなっておりますので、七飯

町として住民説明会や、有識者で構成する都市計画審議会を開催し、本計画内容について意見聴取を実施する予定であります。

また、パブリックコメントを実施し、町民の皆様の御意見を広く吸収してまいりたいと考えてございます。

4点目の先行する成功事例になりますが、立地適正化計画制度は、平成26年8月に施行されたものでございます。本計画は、各市町村によって、現状の課題や施設整備の内容が違いますので、どこの市町村が成功したという事例はございませんが、函館市において、平成30年3月に計画を策定し、平成30年度より函館市美原に統合施設を建設着手し、今年度になりますけれども、令和2年4月より、亀田交流プラザとして施設供用を開始されております。

また、立地適正化計画の策定市町村は、令和2年4月1日現在で、全国326の市町、北海道においては18の市町が策定している状況にあります。

最後になりますが、七飯町においても人口減少問題や厳しい財政状況下であります。今後、いかに公共施設、医療・福祉、商業施設など、生活サービス機能を維持し、将来にわたり持続可能な都市経営可能にするため、都市機能、居住機能の集積、公共施設の適正な配置、公的不動産の有効活用により、コンパクトなまちづくりへの転換を図る必要があることから、本年度、七飯町立地適正化計画の策定に向け、事務を進めているところでございますので、御理解のほどよろしく願います。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 予算委員会の中でもこういう話を若干聞かせていただいてあれなのですが、今、再質問しようと思っていたのですが、民間活力の導入を検討した図書館等の建て替え等もこの計画の中に折り込んでいく、吸収していくということによろしいのですか。この立地適正化計画とは別に、図書館をどうするかというような議論を町長含めて、検討されているということで、いろいろ何回か議会で話があったのですが、今、説明があったとおり、図書館の

建て替え等についても、この計画の中に折り込んでいくと、それでいいのかどうかということ。

先ほど同僚議員が質問したデマンド型交通などの具体的な手法その他について、別な項目のところで、施政の中の第1、安全・便利なまちということで、項目が違うのですけれども、地域公共交通についても、この計画については、包含するというか、そのことについても計画として言及していくのかどうかということについてお聞かせいただければというふうに思います。

それと、町民の意見を広く聞くということで、公聴会だとかパブリックコメントだとかということであれでしたけれども、このコンパクトなまちづくりとかという形になると、本町とか大中山とか、住宅が密集しているところだけが、どうしていけばいいのかということで、大沼とか仁山とか峠下とか、そういう地区も含めた形での全体的な計画になるのか、そこのところを教えていただきたいというふうに思います。

それと、予算委員会の中で、集約都市形成支援事業ということで700万円予算があって、特定財源として、その半分の357万5,000円が出てきたということで、既に計画の段階から補助がありますということで、何かやるとしたら、計画に沿ってやる場合には2分の1、国が支援してくれる可能性があるということで、非常に有利なもので、ぜひその計画をつくって進めるということなのですけれども、逆にコンパクトなまちづくりというイメージから、果たして住民がそれで満足できるのか、ほかのものを切り捨てられてしまうのではないかというような心配とか、そういうものを含めて、もし計画をつくってしまったら、国からの支援を受けてつくってしまった計画で、それに従わざるを得ないというか、そういうようなこと、やるかやらないかも含めてのそういう計画なのかどうかというところをちょっと確認したいと思います。お願いします。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） 質問について答弁いたします。

まず、図書館については、議員の皆さんも御存じのとおり、懸案事項でありますので、以前質問

にもありましたけれども、七飯町としては、どのようにしていくかというのは、この計画で決めるわけではないですけれども、図書館を含めて、今、地域センターをどういうふうにしていくかとか、そういうふうを考えておりますので、大きさについては、この計画とは別に、建物に対しての基本計画はつくっていきますので、それについて順次、今後説明させていただきたいと思います。

都市公共交通については、この計画については、一緒にやるというより、あくまでも市町村はどのものにポイントを置いて施設整備していくかとか、そういうものは考えていきたいと思いますが、都市公共交通については、仮に施設が整備されたら、バスの停留所なり、そういうものについては一緒に整備することは可能かと思いません。

コンパクトなまちづくりについては、この計画はあくまでも都市計画区域の市街化区域に限定した計画でありますので、峠下なり大沼地区についての計画は含まれておりません。

この計画ができて、地域住民が今後この計画に沿って進めていかなければ駄目かという部分については、この計画はおおむね20年先を、急に整備していくわけではなくて、誘導していくという計画で、この計画についても、居住誘導区域、また、都市機能誘導区域を、20年後を見据えて、急に整備するわけではなくて、分散している施設を、老朽化している施設なり、そういうものを統廃合して新たに整備するという計画になっておりますので、御理解のほどお願いします。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） ただいま課長が答弁いたしました。この事業をやることによって、住民の方々が満足がいくような将来が描けるのかということの御質問があったかなと思います。

あくまで誘導ということですので、強制でございません。そういうことで、人口減少の社会において、いわゆる都市の空洞化を招くということは、そこに張りついている商店とか医療・福祉、そういうものの需要を少なくすることになりますので、ある程度の人口密度を守りつつ、サービスの提供ができるように定めていきたいというよう

な流れでございます。課長の言ったとおり、強制するものでなく、あくまで方向として、居住区域なり公共施設の在り方を今後どういうふうに形を集約していったらいいかというのを踏まえながら計画をつくっていきたくてでございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 計画ということですので、これ以上聞いても、これからどうやって進めるかということを見守っていきたくて思いますけれども、要は概念だけは、コンパクトとか持続可能だとか、予算が少なくなってくるので、人口減少だとか、そういうものを含めて対応していくとなると、誰も反対はできないのですけれども、デマンド型交通だとか公共交通関係のバスについても、何年かかってもできないというような状況とかを見ますと、なかなか、この計画を立てるのは、国の補助金を使って建物だけを建て替えていくというようなイメージを持つてしまうのですけれども、できればデマンド型交通だとか地域公共交通だとか図書館だとか、そういう建物だけではない、暮らしを豊かにするものも含めて、この計画で、それについては、有識者とか公聴会等で意見を述べればいいことだと思いますけれども、そういうところをしっかりとさせていただきたいのと。

大沼だとか向こうのほうの市街化区域でないところについても、どのようにしていくのか含めて、計画の中に何か考え方を盛り込んでいただければと思うのですけれども、この質問で最後になりますので、お願いします。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 私のほうからお答えします。

一番最初に、答弁漏れになるのか分かりませんが、民間活力という部分については、民間活力の部分で、いろいろな民間の部分と一緒に、図書館と併せて複合施設的な形で建てましょうという話を以前からさせていただいております。その際に、テナント料といいましょうか、民間からお金を頂くのですけれども、その金額が高過ぎる。それでは民間のほう負担できないというよ

うな現実問題がございました。町といたしましては、できるだけ有利な補助だとか、そういうものはないかということいろいろ探しまして、この立地適正化計画というのを立てますと、複合施設というような形のもので建てますと、その部分については補助が入りますので、そうするとテナント料も下がるというような形のめどがつけました。

ただ、この部分については、全体の部分で今、コンパクトな形というものを目指しますので、ただ一つだけのものの計画ではございません。これからまちづくりにいろいろな、本町地域、具体的に言いますと、かなり古い建物もいっぱいございますし、道路も古くなってきているというのがございます。そういうものを併せて、公園の整備についても併せて計画に入れると補助対象になってくるというような形で、特に大きいものは、皆さん御存じのとおり、スポーツセンターになるかと思っております。その辺についても、改築の部分についてもめどがつきそうな見込みも立ってきていますので、それについて十分慎重に協議して、市街化区域の整備を進めてまいりたいなど。それについては、広く住民の皆様は当然ですが、そのほかに議会の皆様にも情報提供しながら進めていきたいなと思っています。

もう1点、地域公共交通の話がございましたけれども、この市街化区域をやるときについては、必ず公共交通の部分についての停留所だとか、それが近くにないと駄目ですという条件が確かについていたかと思っております。例えばバス停から300メートルとか500メートル、離れないところできちっと整備してくださいというような形の条件がたしかついているはずで、それからいくと、その条件に合わせた場所で立地をして建てて、不便なといいましょうか、地域から降りたら通えるというような形、担当のほうから答弁しましたけれども、誘導するというような形のものになって来る。その際に、誘導するので足確保というのも当然出てこようかと思っております。併せて、今の立地適正化計画の中では、必ず地域公共交通の部分についても検討をしなければならぬ性質だというふうに考えてございます。というのも

トータルして併せて考えています。

ただ、大沼の部分についてのお話ございましたけれども、残念ながら市街化区域でございませんので、一緒に検討するという事はなかなか厳しいのではないかと思いますので、その点については御了承いただきたいなと思っております。

私からは、以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 3番目の質問を終わります。

○議長（木下 敏） それでは、管理職の交代もありますし、もうお昼過ぎましたので、暫時休憩したいと思います。

午後 0時06分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

若山議員の4問目の質問より入ります。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、4問目の質問に行きます。

大沼地区へ医師を招致する考えについてでございます。

医療法人社団大沼公園クリニックの先生が今年の2月にお亡くなりになり、同クリニックは閉院されました。閉院前には、水曜日と土曜日みの開業でありましたが、それでも大沼地区の住民にとっては大変助けられていたものでした。

このままでは大沼地区の医療体制は厳しいと言わざるを得ないと思います。住民が安心して暮らせるように大沼地区の医療体制を維持するため、町として代替りの医師を招致する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、御質問の内容について答弁をさせていただきます。

大沼公園クリニックは、深山院長がお亡くなりになったことで、現在閉院している状況でございますが、その後継者については、事務長でありま

す深山院長の奥様、そして渡島医師会等に相談しながら後継者の確保について協議を進めているところでございます。

現在、大沼地区には野畔の花クリニックもございますが、町としましては、今後においても大沼地区の地域医療体制、そして観光地としての充実した医療体制をこれまでと同様に確保していきたいことから、早期再開を目指し、積極的な招致を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 今検討を進めているということで、我々と考えが同じなのだということで大変うれしく思いましたけれども、この大沼公園クリニックの開設の経緯というか、当初町が少し支援したとか、金銭的なものなのか精神的なものなのか含めて、何かそういうものがあって、今後、後継者調整に関して七飯町が要請だけではなくて、支援できるようなものも含めて検討しているのかどうか、もう少しお聞かせいただければと思います。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 現在の病院なのですけれども、深山院長が平成2年に、大沼地区で前に開業されておりました医師の先生が亡くなったということで、町独自でも医師の先生の後継者ということで、今と同じような形で招致してきた経過がございます。

それで、病院につきましては、現在、町の普通財産のほうで建物を管理させていただいて、家賃収入として先生から物件の賃貸料を頂いて運営をしていただいている状況でございます。

引き続き、奥様も強い意思で、私自身も関与しながら今の病院を継続していきたいという思いもありまして、町としても、その思いは同じ方向性を向いているというふうに感じているものですから、そこは共に力を合わせながら進めていきたいと思いますということと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 質問するかどうかちよっ

と迷ってあれしたのですけれども、あの建物自体、町のものという、土地も建物も町が用意してということで、賃貸しているという、町の資産ということでよろしいわけですか。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） これにつきましては、当課で管理している施設ではないのですけれども、町として、まず、経過なのですけれども、先生が病院を開業するに当たって、御自身で規模だとか建物のイメージをつくっていただいた中で、町が売却して、それを町が管理した上で、家賃収入という形に切り替えて、これまでの経過を迎えているということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 相手があることなのでなかなか難しいと思いますが、できるだけ早く結論を出していただけるように期待したいと思います。それで4番目については終わります。

それでは、最後の質問です。

いろいろな内容を盛り込んでしまったので分かりづらいかもしれませんが、5番目として、新型コロナウイルス感染症への対応、影響等についてでございます。

新型コロナウイルス感染症への対応、影響等について、次の点を伺いたいと思います。

1問目、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用の一部を助成する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金がありますが、この雇いを維持している事業者に対してもっと支援の手を差し伸べるべきではないでしょうか。

例えばこの助成金の申請を専門家である社会保険労務士に依頼した場合の社会保険労務士に支払う費用等について補助するようなことは、例としてできないでしょうか。

2番目として、スクールバスの感染防止対策はどうなっているでしょうか。また、休校中でもスクールバスの委託料というのは発生するのでしょうか。また、分散登校等により送迎回数が増える。そういうケースがある場合は委託料は予算の

範囲内に収まるのだろうか。

3番目として、新型コロナウイルス感染症の脅威を受けて、今年2月に改正した七飯町地域防災計画は、当然一部見直す必要があると思いますが、どのような点が見直しの対象となると考えているかと。

4番目として、今後の歳入の減少や新型コロナウイルス感染症対策費のさらなる増加が見込まれる中で、令和2年度の予算について、中止された事業を削除する補正だけではなくて、大幅に事業内容を見直しすることも必要なのではないかと考えますが、そのような考えはないでしょうか。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 同僚議員への御答弁と重複するところがございますが、1点目の雇いを維持している事業者に対してもっと支援の手を差し伸べるべきではないか、雇用調整助成金等の申請における社会保険労務士に対する補助などという趣旨の御質問についてですが、現在、厚生労働省では、雇用調整助成金の申請手続を支援するため、申請書類の大幅な簡素化のほか、社会保険労務士の資格を有するアドバイザーが要請のあった事業所へ訪問等による個別対応も含めた申請手続の支援を実施していることから、町内の事業者の方におかれましては、そちらの活用を図るよう促し、対応しております。

新型コロナウイルス感染症の収束への見通しが立たない中で、各事業者の資金繰りを支援するため、令和2年第1回臨時会にて、七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正を可決いただき、令和2年度の利子補給を利子全額とするなどの拡充をいたしました。

このほか町内事業者の資金繰り支援といたしまして、利用が急増しているセーフティネット保証につきましては、市町村認定書の即日発行に努め、円滑な資金調達を支援しているところでございます。

また、令和2年4月17日に北海道が決定した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための北海道における緊急事態措置による、北海道の休業要請等に協力する事業者への休業協力感染リ

スク低減支援金の支給に併せまして、令和2年第2回臨時会にて、七飯町独自の支援金と北海道の支援金とで、一律30万円となるように、一般会計補正予算を可決いただき、七飯町休業要請等協力支援金の支給を実施しているところでありませ

す。七飯町独自の支援金につきましては、休業要請等の期間を5月15日金曜日までとし、翌週21日に1回目の支給を行い、現在まで37件、合計1,110万円の支給決定を行っております。

北海道の支援金の対象となっている事業者につきましては、町への新たな申請を不要といたします。北海道から支給データが届き次第、一律30万円となるよう支給決定を行ってまいります。

このたびの第2回定例会に提案されております令和2年度一般会計補正予算（第4号）で計上しております七飯町クーポン券発行事業費は、消費の喚起、下支えにより、町民の皆様の御協力を得て町内の経済を活性化する事業であり、町内事業者を支援するものでございます。

国におきましては、第2次補正予算案を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた企業に対し、資金繰り支援の強化、店舗等の家賃支払いへの家賃支援給付金、雇用の維持を支援する雇用調整助成金の上限引上げ、感染症第2波などに備えた医療体制の強化を盛り込んでおり、こういった国や北海道の対策とともに、七飯町が実施すべき対策を適時適切に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） それでは、2点目のスクールバスの感染防止対策について答弁申し上げます。

文部科学省より示されております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、乗車前の家庭での検温や定期的な換気、また、マスク着用の徹底などに加え、乗車後のバスの消毒作業を行うなど、十分な対策を行った上で運行を行っております。

また、委託料につきましては、スクールバス

は、この業務専門に車両、運転手を確保しておりますので、休校中は、契約に基づき、燃料費を除く維持費、人件費分を支払いしております。

今後、御質問にあるとおり、分散登校などによる送迎回数の増加に加えて、長期休業の短縮、土曜授業の実施などにより運行経費が当初予算を超える可能性が出てきた場合は、補正予算案を提出させていただき、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、3点目の新型コロナウイルス感染症の脅威を受けて、今年2月に作成された七飯町地域防災計画は、一部見直す必要があると思うが、どのような点が見直しの対象になると考えているのかについて答弁してまいります。

今年2月に改定いたしました七飯町地域防災計画では、防疫計画として、災害時の感染症対策を記載しております。

防疫計画では、感染症予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律に定められます感染症の発生、蔓延を防止するために必要な事項、また、対応する衛生班の組織形成、患者等に対する措置、避難所等の防疫指導などを記載しております。

このたびの新型コロナウイルスに関しては、地域防災計画の防疫計画としては、今のところ、基本的な方針として、現在の内容で対応できると考えてございますが、実際の避難所での対策については、人と人との距離を取ることや空間を区切るなど、様々なことがこれまでの避難所の開設運営の考え方から変わってきておりますので、地域防災計画の避難所に関する箇所については見直しが必要だと考えてございます。

また、備蓄品につきましては、避難所の感染症対策に必要なパーテーションの備蓄など見直しの必要があると考えています。

避難所運営については、3密をつくらない対策や感染の疑いのある避難者の隔離対策、保健所や医療機関との連携など、北海道などの関係機関と協議・連携しながら、現在の避難所運営マニユア

ルについて速やかに追記してまいります。

今後は、国や道の防災計画などの改定を注視いたしまして、災害時の感染を防ぐ対策が行えるよう、適宜計画の見直しやマニュアルの整備、住民周知や訓練など努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、私のほうから、4点目の大幅に事業内容を見直すことも必要ではないかについてお答えしてまいります。

新型コロナウイルス感染症の対策については、全国的な感染症への影響のため、その対策として、国段階で財政措置を講じており、当町においても、その財源である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染予防対策、経済対策を講じてまいるところでございます。

この交付金を最大限活用し、対策を進めてまいります。町内の経済回復、生活安定に寄与するため必要な対策には、この交付金のほか、財政調整基金を投入すること、また、本年度取り組む事業として決定、予算化された事業においても、その際の町の最優先課題に予算を計上していくことになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） まず、1点目の社労士に対する費用の補填の関係なのですが、いろいろ申請が簡単になったり、後で計画を出すとか、いろいろなことにはなっているのですが、先ほど説明された社労士が行って書き方を説明するとか、いろいろ指導するというようなことになっているようなのですが、それについては、事業者の費用負担は発生しないのでしょうかという質問がまず一つ。

できれば、同僚議員からの質問もあったのですが、雇用調整助成金を申請しているような大沼の事業者の方から相談というか、ちょっとしたやりとりの中で出てきたのですが、函館で既に新聞発表したりしているものですから、助成金補助があるということで、函館の中で雇用調整助成金等申請で、既にあるわけです。その中

で、そういう制度があるなら、七飯町でもぜひ検討してほしいということと言われてまして、既に早い段階で申請している事業者もいるわけです。

その費用というのは、雇用調整助成金が100万円もらえるとしたら10万円ぐらい、1割ぐらい負担しなければいけないような内容らしいのです。社労士を頼んで、労災保険だとか年金だとかの保険手続をしてもらうほかに、雇用調整助成金の申請手続を個別に依頼するわけですから、本来、助成金の申請は頼まなくても、聞きながらやればできる内容ではあるのですけれども、そういう費用について、ぜひ七飯町も検討してもらいたいし、そんなに費用負担がかかるわけでもないのです。

函館の制度を見ると、目的として、読ませてまいりますけれども、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用の一部を助成する雇用調整助成金及び緊急雇用安定資金について、市がその申請費用を補助することにより、助成金の活用促進を図り、市内事業者の事業活動及び雇用の継続を支援することを目的とする」ということで、支給する条件として、雇用調整助成金が出たというその事実をもって、かかった費用について後で補填すると、上限を40万円とすると。人数によってあれなのですけれども、そんなに費用がかかるものではないので、今もう全部無料でやってくれるというなら別なのですけれども。

社労士がこの申請をした場合、もし虚偽があったりなんかすると、社労士が連帯責任を負わなければいけないというような法律構成になっていて、国会答弁では、急に頼まれてそれを申請しただけであれば、内容を知らないのだから損害賠償の責任は負わないということになるのですけれども、果たしてそれが結果的に大丈夫なのかどうか分からない。だから社労士としては、損害賠償保険に個別に加入して、それから何かあったときに対応するというような仕組みにしているのです。結構社労士としてはハードルがあるのです。面倒くさいとか忙しいところがあるのですけれども、だから、そういうのを含めて、金額の上限を40万

円までしなくても、小さな金額でも構わないのですけれども、事業継続化資金とかというのは、売上げが落ちただけなのであって、雇用を維持しないで解雇してしまうという方にも出るわけです。そうではなくて、休業手当を支払う、そこまで頑張っている、継続している事業者に対して、直接金を支払うのは難しいのだろうけれども、かかった費用を補填するというのは何らおかしなことではないので、ぜひ検討してほしいなということで、再度その答弁をお願いしたいのと。

果たして七飯町の中の事業者が、失業している従業員が多いのか、休業している従業員が多いのか、その辺の統計的な係数は、概算でもいいから把握しているのかどうか、そこについて教えていただきたいなと思います。

2点目のスクールバスのことについては、これは大沼岳陽学校で、今まで軍川小学校とかだったら歩いて通っていたので何も関係ない。間を空けて通えばいいだけの話だったので問題ないのですけれども、バスで通わなければいけないという子供たちのことを考えると、費用がかかってもどんどんやらせようしかないと思いますので、リスクを軽減するような形で、しっかり回避されるような形で対応していただきたいなというふうに思います。そういう意味では、今後増えてきたら補正をする可能性もあるということについては、議会が最後どう判断するか分かりませんが、私としては、やむを得ないし、どんどんやっていただきたいなということで考えております。

それと、3番目の地域防災計画について、確かにマスク等で、避難所の間隔を空けるとかという形で、何人収容するとか、町もテントを購入するとか、いろいろ工夫はされていると思うのですけれども。

それとあと、備蓄品の関係です。マスクについて、備蓄が8,000枚とか9,000枚あって、それだけでも相当よかったなと考えているのですけれども、本来、もっとあってもよかったと。なかなかこれは難しいなと思うのですけれども、僕が思ったのは、前々回の質問でも食料品の備蓄のときに、困ったら、業者と提携しているので、そこから支援を受けられるのだということで説明を

受けたこともあるのですけれども、今回も防災計画の提携先一覧を見て、一覧表の中の品物を提供するというふうには書いてはいるのですけれども、その中にマスクとか載っているのです。だけれども、こういう状況の中でマスクは全く手に入らなかったわけです。しかもそれが中国から調達しているなんていうのは全く僕自身も知らなかったわけですから。そういう提携をしていて、いざというときにもらえるから大丈夫なのだとということではなくて、その品物一つ一つが本当に供給可能なのかどうか、提携は提携で、安全のバッファというか、保険を掛ける意味でいろいろなところと提携して、ここが駄目ならこっちからとかとなるかもしれないのですけれども、そのリストはほとんど同じなのです。食料だとかいろいろなものがあって、その中にマスクは入っているのですけれども、ただ、なければ提供できないわけです。そういう意味で、もう少し提携する中身の、供給能力が本当に大丈夫なのかどうか、そこも含めて見直ししてほしいなと思ったのですけれども。

それを含めてもう一つは、新型インフルエンザ対策特別措置法とか、防疫計画の中には載っていなかったような気がするのですけれども、感染予防法とか何とかにはあったのですけれども、そういう意味で、その辺も含めて見直しをする必要があるのかなと思ったのですけれども、それも含めてもう一度。計画は、委員がいてそれで判断するのであれなのですけれども、その辺のところをもう1回あれしたいなと思います。

4番目については、今後の歳入、この間、予算を決めましたけれども、歳入が果たして、あそこで決めた歳入が維持できるかどうか、落ち込みするのではないかというような、そういう見込みについて、シミュレーションというか検討されているのかどうか。予算どおりの収入が確保されますということであれば、それはそれでやむを得ないのですけれども、私としては、中止された事業だけではなくて、土木工事で削れるものはないのだろうとか、予算は決定されていますから、それは当然必要なものだということで話はされているわけですが、もう一度、本当に今年やらなければいけないものか、来年に回してもいいので

はないかと。

1年生議員の勝手な話として申しわけないのですけれども、例えば防災無線の8億円にしても、今年起債しないと条件をクリアできないとあるのですけれども、その起債の有効期限を1年延ばしてもらおうとか、そういう働きかけとか、そういうようなことだとか、いろいろなことを考えてみたらどうなのかなと思うのですけれども、全く許されないから、そういうふうにはしているとは思うのですけれども、そういう意味で、一つ一つ見直してもらおう。場合によっては、スタンドプレーのように聞こえるかもしれないのですけれども、人件費だとか議員の報酬だとかも含めて、そういうものを見直す必要がないのかどうか、そこをもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） ただいまの1問目の御質問に御答弁させていただきたいと思いません。

まず、私が冒頭の答弁で御説明いたしました、国の社会保険労務士の派遣といいますが、こちらの制度なのですが、当町につきましては、令和2年5月28日にこの通知をいただきました。この中で、実施する支援ということで、具体的には、支援に費用はかかりませんということで記載がなされておりますので、無料で活用していただけるということですので、当町に御相談等があれば御紹介して、ぜひ活用していただきたいなと思っております。

それから、社労士を活用して雇用調整助成金を支給していただいた場合に、社労士分の経費相当を当町で助成するというようなことは検討しているのかというお話でございましたが、こちらは、現在のところ具体には検討はございません。ただし、今まで同僚議員からの御質問に御答弁しておりますとおり、現在お示ししております七飯町のコロナウイルスの感染症対策の事業費は、これで完璧だということにはなってございません。当然今後も随時、適時必要な七飯町の事業を行っていくということで変わりはございません。

例えば、当町で今まで提案させていただいて議決しているものもございしますが、北海道が非常事

態宣言、非常事態措置を執った場合の北海道が休業を支援するための支援金、これにつきましては、当町も同様に、町内の飲食店を中心に、そちらの休業等の要請に対応するための支援金といたしまして、可決いただきましたとおり、一律30万円になるように助成をしたと。こちらは、休業に対する支援金という形で実施しております。

また、今回の議会に提案しております七飯町クーポン券事業につきましても、町内の事業者にそういった経済活動、そういった下支えを事業者がいち早く現金、資金としてお届けしたいというような目的でクーポン券事業を提案させていただいております。

それから、商工観光課所管分だけではなくて、今回、一般会計補正予算には、その他それぞれ所管の事業者等に対する支援も盛り込まれているところでございます。こういったものを総合的に勘案しまして、今後も引き続き、どのような支援が七飯町として適切で、効果があるのか、検討を続けてまいりまして、随時議会のほうに御提案をさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、現在のコロナウイルス関係の雇用の維持や解雇の数字、こちらについては、先般、同僚議員の御質問に御答弁した際と同様に、数字の統計的なものはございません。ただし、それぞれの業界、例えば観光業における宿泊事業者のほうには聞き取りを実施しております、こちらのほうでは、人材ということですので、こちらを解雇してしまいますと今後の事業、サービスの継続に支障があるということで、解雇は行っていないということが大多数でございました。

そのほかに、製造業につきましても、例えば精密金型製造業の工場につきましては、雇用は維持するというような御回答をいただいております。

それから、食料品の製造業につきましても同様で、現状を維持し解雇は行わないというようなことをいただいております。

このような状況でございしますので、ぜひとも町内の雇用の維持、解雇をなくする。できる限り解雇されないようにするために、国の制度や道、それから七飯町の制度につきましては、その利活用

に最大限の支援をしてまいりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、防災計画の関係の備蓄の関係について答弁してまいります。

今回、もともと防災上、各いろいろな業者と防災の協定の提携を結んでおりましたが、今回のようなケースを想像できなかったというのが正直なところでは、これだけマスクなどが手に入らないということが想像できていなかったということとございます。これは全国的にどの市町村も同じようなことで、国もこれに関しては、国としての備蓄の関係もいろいろ今検討されているということと聞いてございます。

また、町の備蓄という話になりますと、今回、コロナウイルスの関係で対策本部ができて、町としていろいろマスクの確保だったりとかをしてきたのですが、子育て健康支援課が事務局になったコロナ対策の対策本部なのですが、こちらでも、このようなことが今後あったときに、いろいろ備蓄をするということで計画をしておりますので、防災としても、その辺の例えばマスクだったりとか防護服なんかも手に入らなかったということもあったので、それらを含めて、感染症が出ている間に避難所が必要な災害が起きた場合に、どのくらいの量が必要なのかということとをトータル的に考えて、町としての備蓄として考えていって、これからしっかりと備蓄していきたいと思っております。

また、食料品等に関しては、胆振東部地震のときに国から相当数の食料が、発災の1日後とかに被災地に届いたりしているプッシュ支援というものがありまして、それらのものも考慮しながら、町として適正な備蓄量が、今のままでいいのかどうかというのをいま一度確認しながら、備蓄計画をきちんとやっていきたいと思っております。

また、防疫計画についての新型インフルエンザ等もありますけれども、今回のコロナウイルス感染症についても、感染症法、法律について、指定感染症ということで今回のコロナウイルスが指定されております。指定感染症については、現在の

地域防災計画の防疫計画の中にははっきりと記載されておりませんので、法律の改正等もありますので、その文言を整理して、いろいろな感染症にこの防疫計画を生かせるように、その文言の整理等は見直してまいりたいと考えております。

また、地域防災計画等について、今回のコロナウイルスとの関連ですけれども、国の地域防災計画に当たる防災基本計画というのがあるのですけれども、それもつい先般改正されて、今回のコロナウイルスに対する計画が見直されているということが、今週の月曜日に町村に通知されておまして、それらを見ながら町の防災計画も、きちんと感染症対策も含めた計画になるように整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、私のほうから今年度の事業についても、歳入、税金の面でも果たしてどのぐらい入ってくるのかということと対しまして御答弁してまいります。

財政当局としましても、今回のコロナウイルスの関係によって税収がどのぐらい落ち込んでいくのかというのは注視しているところでございます。まだ今現在では試算をしてございませんけれども、本当にコロナが今後いつまで続くか分からない。また第2波、第3波があったときにどれだけの歳出が必要かというところは、本当に喫緊で考えていかなければならないものと考えております。

当然、今、私どもが行っていく部分では、国からの交付金として支援がございまして、また、その交付金では間に合わない部分については、当然財政調整基金を充てるということで進めていくことになってございます。

ただ、財政調整基金についても潤沢にあるわけでもございませんので、そこら辺については、今後のコロナウイルス関係の状況を見ながら、事業についても圧縮するかどうかの検討をしていくということになるかと思っております。

今回の補正予算の中でも一部、22事業を中止するというので、約3,000万円程度の予算を減額するというので、補正予算の提案をさせ

ていただきます。今回の補正予算に提案していない部分についても、その後、町だとか開催団体と協議をして中止を決めたイベントもございます。

イベント等についても、その際のコロナウイルスを拡大させないと、町民の安全を担保するというを前提にイベントが開けるのかどうかということを含め、今後とも考えながらやっていきたいと思っております。

また、事業については、当然検討していかねばなりませんし、町の予算だけではいかんともし難いこともありますので、その際には、いろいろな機関を通じて、国だとかに要請をしていくということも考えていかねばならないと思っております。

私からは、以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 4番目の今の予算というか、あれについてなのですけれども、確かにこのような想定外のために基金があるわけですから、必要に応じて有効にどんどん使うときには、大胆に使って、それをじっくり説明していただければいいのではないかと思います。その姿勢に対しては同じです。

だけれども、今回、これからどうなるか分からないときに、歳入が減るのではないかという心配がありまして、国もいつまでも無尽蔵に交付金を出すような状況ではないので、改めて、使うべきときは使うけれども、その基金を残していくというような、そういう意味での発想が欲しかったのと。歳入の減少は今のところない、あるいは秋口までには回復するというか、そういうような認識でいるということによろしいのでしょうかということが1点と。

あと、1番目の雇用調整助成金の社労士の報酬の件なのですけれども、同じように、法律相談は無料ですけれども、法律の委託をしたら費用が発生するとかというケースがありまして、もし相談して自分で書く分には問題ないけれども、頼んだらその費用は、時間給なり、安い費用で収めるように社労士会からは伝わっていますけれども、発生するのではないだろうかというのが、僕も調査していないのであれなのですけれども、そのと

ころの認識はいかがでしょうか。

やっぱり雇用を守っている、休業手当を払ってでも雇用を守っている。全員ではないけれども、何人か休業させているとか、そういうようなところについて手厚く支援する方法を考えていく必要があると思って、思いつくのは社労士の助成金。国のほうとしても雇用調整助成金が金額のアップだとか、もらいやすさだとか、その辺についていろいろやっていますので、社労士に頼めばその費用は町が出しますという形で雇用が守れるのではないか。もう既に遅いのかもしれないのですけれども、解雇してしまえば雇用調整助成金の対象にならないものですから、遅いかもしれないのですけれども、そういうところで雇用を守る働きを少しするというような考えが取れないのかなと思うのですけれども、その点について再度答弁をお願いいたします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、先ほど説明したものの、財政上の御質問でございますので私のほうから答弁してまいります。

税金がどれだけ落ち込むかというのは、これからきちんとそこは試算をしていかねばならないと思っております。コロナ対策、本当に現状でもいつ終わるか分からない。早めに終わっても、それが税金に関して影響が全くないとは思ってございませんので、そこはしっかり検証していきたいと思っております。

また、先ほどの答弁漏れしましたけれども、国のほうでは、今出しているコロナ対策に関する交付金のほかに、町の財政上の起債、特例債ということで打ち出しております。コロナ関係で歳入が足りなくなったときに、特例で借金してもというようなものでございます。

ただ、これ借金ですので、後年次に返していかなければならないものでございますので、そこら辺を踏まえて、町として今ある借金と、起債を借りて将来的に負担にならないようにうまくバランスを取りながら、今の財政調整基金だとか、今後の事業をどう圧縮していくかということも踏まえて検証していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 御質問に御答弁させていただきます。

まず、国の雇用助成金に関する社労士の派遣等の事業につきましては、先ほど申しましたとおり、支援に費用はかかりませんとなっております。

その中で、詳細な部分については私どもも存じ上げませんが、その実施の支援内容といたしましては、申請書や計画書などへの記入事項の具体的な書き方、それから、提出に当たって必要となる添付書類、そのほかの手續に必要な事項について相談、アドバイスをを行うというような内容で通知がなされているところでございます。

また、七飯町の事業者におきましても、この雇用調整助成金を利用されている事業所がございます。とても早い時期からこの手續に入った事業所がございます。こちらについては、そもそも社労士という概念がなかったように思われまして、全て個人というか、事業者で申請の手續されたところがございます。

その一方で、そのほかの業種等で、この制度を利用した。ただし、よく話されていることなのですが、手續が煩雑で非常に手間がかかるらしいということで、こちらは社会保険労務士にお願いしたのだというところもございます。

そういった状況でございましたので、当町といったしましては、社労士の活用に対する助成というよりは、先ほど来お話しさせていただいております、より平等に行き渡るような手法のほうが適切かと思ひまして、そちらについては今も、現状、随時検討を進めているところでございます。

先ほど来申し上げてございますが、現在、御提案申し上げている七飯町の事業、これだけで全てではないと。今後も国等の状況もありますし、コロナ感染症の状況にもよります。その際に適時適切な事業が打てるように常に検討を進めておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

中島勝也議員。

○12番（中島勝也） それでは、1問質問させ

ていただきますけれども、私の一般質問につきましては、昨日、今日とたくさんの同僚の議員の方から質問されておりまして、また答弁もいただいておりますので、なかなか厳しい面もありますし、また、重複するところもたくさんあると思いますけれども、その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、1問質問させていただきたいと思ひます。

新型コロナウイルスの支援対策についてでございます。

新型コロナウイルスは現代社会の大変な危機に遭遇している。これ以上ない緊急事態だと思ひます。このことによって町内の飲食業者、また小売店、中小企業は大変厳しい状況になっていることは御存じのことと思ひます。今は非常時であります。ふだんやらないことをやる、そういう覚悟が重要であると思ひております。

そこで、次の点についてお伺いをしたいと思ひます。

一つ、休業の長期化は、個人経営の飲食店や小売店、中小企業にとって死活問題である。また、働きたくても働けない独り親家族は出費も多くなり、大変厳しい状況になっていると聞きますが、どのように受け止め、支援策はどのようにしているのかお伺いしたいと思ひます。

二つ目、国や道で進められている支援救済対策について、該当者はぜひ利用していただきたいと思ひますが、町が住民に対して何ができるかを考え、スピード感をもって窮地に立っている人たちを救済すべきであり、この有事のときこそ財政調整基金を活用すべきでないかと考えますが、所見を伺いたい。

3番目、コロナウイルスが夏になるとピークが下がっていくと言われておりますけれども、秋、冬になると2波、3波が来ると言われております。そのときのために、この経験を生かし、今から対応策の準備が必要と思ひますが、所見を伺いたいと思ひます。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 同僚議員への御答

弁と重複する部分がございますが、御質問の1点目と3点目につきまして御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、全国において不要不急の外出自粛や密閉・密集・密接のいわゆる三つの密を避けるなどの対策が実施され、町内の各事業者におかれましても、売上げの激減や、やむを得ない休業など、その経営に多大な悪影響を及ぼしてございます。

新型コロナウイルス感染症の収束への見通しが立たない中で、各事業者の資金繰りを支援するため、令和2年第1回臨時会にて、七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正を可決いただき、令和2年度の利子補給を利子全額とするなどの拡充をいたしました。

このほか、町内事業者の資金繰り支援といたしまして、利用が急増しているセーフティネット保証につきましては、市町村認定書の即日発行に努め、円滑な資金調達を支援しているところでございます。

また、令和2年4月17日に北海道が決定した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための北海道における緊急事態措置による、北海道の休業要請等に協力する事業者への休業協力感染リスク低減支援金の支給に併せ、令和2年第2回臨時会にて、七飯町独自の支援金と北海道の支援金とで一律30万円となるように一般会計補正予算を可決いただき、七飯町休業要請等協力支援金の支給を実施しているところでございます。

七飯町独自の支援金につきましては、休業要請等の期間を5月15日金曜日までとし、翌週21日に1回目の支給を行い、現在まで37件、合計1,110万円の支給決定を行っております。

北海道の支援金の対象となっている事業者につきましては、町への新たな申請を不要とし、北海道から支給データが届き次第、一律30万円となるよう支給決定を行っております。

このたびの第2回定例会に提案されております令和2年度一般会計補正予算（第4号）で計上しております七飯町クーポン券発行事業費は、消費の喚起、下支えにより、町民の皆様の御協力を得て町内の経済を活性化する事業であり、町内事業者を支援するものでございます。

国におきましては、第2次補正予算案を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた企業に対し、資金繰り支援の強化、店舗等の家賃支払いへの家賃支援給付金、雇用の維持を支援する雇用調整助成金の上限引上げ、感染症第2波などに備えた医療体制の強化を盛り込んでおり、こういった国や北海道の対策とともに、七飯町が実施すべき対策を適時適切に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、私のほうからは、2点目の財政調整基金を活用することについて御答弁を申し上げます。

先ほどの一般質問にも御答弁申し上げましたが、国などの交付金、補助金などを最大限活用し、感染症予防対策、また、疲弊した経済対策を行ってまいります。

さらに、町内の経済回復、生活安定等に寄与するため必要な対策であれば、この交付金のほか財政調整基金を投入すること、また、本年度事業の一部凍結も視野に入れ、その際の町の最優先課題に予算を計上していくことになると考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中島勝也議員。

○12番（中島勝也） それでは、再質問させていただきますけれども、このコロナ問題については、昨日、今日とたくさんの質問と御答弁をいただきまして、町としてもそれなりに努力はしているなということは私なりに感じておりますけれども、町長が常々言われております、町長の仕事は、町民の生命と財産を守るのが町長の仕事であるというようなことを町長はよく発言されておりますけれども、そのことを踏まえて再質問させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、中小企業の対応についてなのですが、この件につきましては、昨日も持続化給付金、中小企業や小売業者に対する補助金についてですが、昨日もこの問題につい

てちょっと出ておりましたけれども、私は、100万円、200万円という数字ですけれども、やはり支給が遅れているのかなというような感じを自分なりに受けております。何かまだ目に見えたものが出てこないなというふうな感じを受けております。

それで、今、中小企業も小売業者も困窮することが、死活問題になっているということで、大変な問題になっていると思いますけれども、今、町長も昨日の御答弁で、これから、国会でやっている2次補正、この補正のほうに相当期待もしているのだというような話もありましたけれども、今、この申請件数といいますか、どのぐらいの件数を考えていらっしゃるのか、件数を教えていただきたいなというふうに思っております。

それから、飲食店関係なのですけれども、飲食店関係については、道の支援金に上乗せして、七飯町も休業要請等協力支援金事業をやっておりますけれども、昨日の答弁では、現在37件、1,110万円ぐらい支給をしているということでございますけれども、今後の見込み数はどのぐらいの予定をしているのかちょっとお聞きしたいと思っております。

私、個人的に6月の初めに、飲食店を運営されている方の生の声を聞きたいということで、何件か訪問させていただきまして聞きました。お話を聞きますと、5月が一番苦しかったのですというような話でした。それで、休業要請協力支援金も5月の初め頃に申請したのだけれども、今だかつて何の音沙汰もないのですというような返事でした。そんなに遅れているのですかと。5月の一番苦しいときに、こういう支援金がなかったのは非常に残念だなというようなお話をされておりましたし、お客さんの減少、また、店によっては100万円単位でキャンセルが出たというような話も実際に伺っております。そういう大変なときに支援金が入ってこなかったというような状況が現実としてあるわけです。

その点で、これは、やはり七飯町としてもしっかり、七飯町独自の救援策をもっとしっかり、町民のために、業者のためにしていくのが行政ではないのかなというような感じがするところがございます。

います。

いずれにしても、飲食店の厳しさは想像以上のものがあるなというような感じを受けてきました。

それで、この間、新聞に、コラムではないですけども出ておまして、新型コロナ禍克服への提言ということで、フードプランナーで、七飯町の道の駅で飲食店を運営されております平島美紀江氏、この方も新聞でこういう発言をされているのです。「私の住む道南で、一緒に食育に取り組む飲食業の人たちからは、もう廃業するしかないという切迫した声を聞く」というようなことを新聞にこの方も発言されておまして、飲食業は本当に大変だなというような感じを受けております。

客が少なくなったり、売上げが少なくなったり、全てキャンセルされてしまうと。大変厳しい中にある飲食店ですけれども、昨日も同僚議員の発言もありましたが、そういう中で、町独自の支援がなかなか見えてこないなと私もそういうふう感じておりました。いまま少しスピード感のある、そしてまた、目に見える手厚い支援策はできないものなのか、ぜひそれをひとつ考えていただきたいと思いますが、そういうときこそ、こういう緊急時、大変なときに、先ほども答弁ありましたけれども、財政調整基金の中から少しでも出して、厚い手当てをしてあげるというのも、町長が言われております生命と財産を守る一つの方法ではないのかなというような感じがします。

財政調整基金も金額は限られておりますけれども、これはあくまでも、中身を返せば町民の積立金みたいなものですから、そういう中から何とか少しでも御支援してあげる、そういうものができればなというふうに思っておりますので、その辺も踏まえて御答弁をひとつお願いしたいと思います。

それと、独り親家族なのですけれども、この問題については、全体的な子育て支援については、臨時特別給付金という形で町も出していることは知っておりますけれども、どういう形になったのか知りませんが、シングルマザー、独り親。子供たちも学校に行けなくて、休校していま

したから、お母さんも働きたくても働きに行けないと。そうすると収入がないということで、独り親家族対策、子育て支援ではなくて、独り親家族対策、これをしっかりしてあげるのも、七飯町独自の支援はできないのかなと。

これ新聞なんかを見ますと、札幌なんかでは、独り親家族、シングルマザー家族、こういうところに、この間、議会のほうに予算を提案して、1家族5万円、第2子から3万円ずつというような形で出すのだというような話も出ていましたし、よその町村でも独り親家族については、相当手厚い対策、応援しているのかなというような感じを受けております。

その辺で、七飯町も独り親家族、シングルマザー家族、こういうところに、やはり収入源がないわけですから、そういう面では、何とか応援して、児童手当、それだけではなくて、違う形で、子育て支援の形だけではなくて、独り親家族、シングルマザー家族に手厚い応援をしていただければ助かるのかなというような感じがいたしますので、その辺もひとつよろしくお聞きしたいと思っておりますし、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3問目のことなのですが、私も文言的に、言葉がちょっと足りなかったのかなというような気がしますが、私は、この件については、先ほど答弁いただいたからいいのですが、一時、コロナが発生した時期、町民から相当、マスクがなくて困ったと。何とか町のほうで配布してくれないだろうかというようなことが大変耳に入ってまいりました。そういうマスク不足が、コロナ対策の初期の段階で相当町民が苦労されたということは聞いておりますし、その点を考えますと、対応不足があったのかなというような感じがありました。

昨日も、今マスクを購入するのは大変なのだというようなお話もありましたけれども、いろいろな話を聞いたり、また、新聞読んだり、パソコンなりを見てみると、今マスクの購入はそんなに難しいほどではないのかなと。各自治体によっては何万単位、数万単位で購入して町民に配っていますというようなことも言われておりますし、そう

いう形で、何とかマスクなりそういうものを今から集めて、これから秋には2波、3波が来るだろうと、インフルエンザも来るだろうと。いろいろなことでマスクの需要が相当出てくるのかなと思いますので、何回にでもいいですから分けて、3万枚ぐらい用意するという話も出ていましたけれども、3万枚だけではなくて、2回、3回と買って備蓄をしていただきたいというようなことを聞きたかったのですけれども、これは先ほど課長のほうから備蓄についての対策といたしますか、方法といたしますか、お聞きしておりますので、私の発言だけで、御答弁はいいのかなというような気がしますので、最初の2問について、ひとつ御答弁のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） それでは、私のほうからは、1問目のうち国、道、町の支援金等の対応状況を主に御説明させていただきます。

まず、国の行っております持続化給付金、こちらにつきましては、実は町から国のほうに内容というか、七飯町関係分をお知らせ願いたいということで、データを頂けないかというような事務レベルでの話をしましたところ、データ提供はできないということですので、国の発表を待たなければ、こちらのほうは件数が不明であるということで、御理解願いたいと思っております。

それと併せまして、今度は北海道が行っている休業等の支援金の部分の七飯町分なのですが、実は、先ほど初めて北海道から1回目のデータが送信されてまいりまして、今、内容を確認しているところでございます。これについては、道のほうで処理をした5月末ぐらいの時点までの部分が届いております。この中に七飯町関係分は1件ございました。これにつきまして、町の上乗せ分のところを今支給決定して、直ちに支給をしてまいりたいと事務を進めているところでございます。

これら国、道の遅れは報道等でも非常に報道されておりまして、体制の強化を進めているとか、そういった報道を耳にしております。町の例えば休業等支援金の関係につきましては、町につきましては、冒頭の答弁の内容でも申し上げましたとおり、町は、支給決定から3日後には支払いを

するという形で、実際、現状、最速の事務処理をさせていただいております。このことにつきましては、何件かの事業者の方が直接町のほうに、早くて助かりましたというようなお礼をいただいたところでありますので、今後も引き続き、こういったスピード感を持って事務に当たってまいりたいと思います。

それと、議員おっしゃいました飲食業の方々が大変な経済的打撃を受けているということをおっしゃってございました。まさに私どもも、このコロナ関係の現状の確認のため職員が訪問等をしたのも、まず第一は飲食業のほうを確認させていただきました。お客様がいらっしゃらない。当然売上げがないというようなことで、大変疲弊していらっしゃる。逆に、個人でこぢんまりとやられている事業所のほうは、固定客がいらっしゃっているのです、それほど打撃はないとか、そういった特殊事情もございますが、全般的にお客様が減っているのは事実でございます。

これにつきまして、お客様が来ないと、これではとてもなりわいが成り立たないということもございまして、今般の七飯町クーポン券発行事業、こちらにつきましては、七飯町民の皆様の御協力を得て、こういった飲食業を初めとした町内の店舗に足を運んでいただく。そして七飯町内の経済を活性化していくという目的もでございます。こういったことから、このクーポン券事業を早急に実施することによって、町内にその恩恵を素早く行き渡らせたいと考えているところでございます。

また、当然売上げがないということになりますと、当面の資金繰り、コロナウイルス感染症に関しましては、当然まだめどは全く立ちませんが、資金繰りの需要に関しましては、2月の下旬から3月にかけて、町内の金融機関と協議をし、速やかに体制を整えるということで協議をしてまいったところでありまして、できる限り速やかな融資実行について協力をしていくという体制を取ってございます。

セーフティネット保証に関しても同様で、七飯町におきましては、窓口で、書類に不備がない限り直ちに決裁を行いまして、即日発行するというような手続で努めてございます。

いずれにしましても、今回のコロナウイルス関連につきましては、各事業者のところに直ちに制度等の恩恵が届くように最速の事務処理を図っていきたくと考えてございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、私のほうから財政調整基金を活用ということについて御答弁申し上げます。

私どももコロナ対策というのが最優先課題であり、基金を活用していくということについては議員と同じ思いでございます。5月の臨時会の際の補正予算の際にも、財政調整基金、このときには約4,500万円を歳入として繰入れしてございます。今回の、今後、補正予算提案いたしますけれども、今回には約5,500万円ですけれども、そういう形で予算化してございます。合計すると1億円、財政調整基金より繰入れしている状況となっております。今後もスピード感を持って対応していきたいということで進めてまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） 独り親家族の子育て支援につきまして、議員が札幌市の例で挙げました手当について、これは国の制度でございまして、七飯町においても児童扶養手当に臨時の定額給付ということで、1人目5万円、2人目以降は、1人増えるについて3万円ずつ、それを支給するというようなことで。あと、今後、町独自のものも、次の2次補正の部分の中身を見ながら、状況に見合うようなものを考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（木下 敏） 中島勝也議員。

○12番（中島勝也） 昨日と今日と、コロナ対策について大変な質問と、また答弁をいただきまして、理解するところでございますけれども、新型コロナウイルス問題については、秋、冬にかけても第2波、第3波ということで、まだ続くのかなというような感じがいたしますけれども、町民が非常に困っている、大変厳しい状況の中にいるというこ

とを常に頭の中に入れていただきまして、町民の方も国や道の支援対策、このことを新聞なり拝見して、該当者はしっかりと活用していただきたいと思っておりますけれども、やはり七飯町は七飯町として、できる限りのこと、町長が言われる、生命と財産を守る、これは町長の仕事であるのですから、やはりしっかりとできることを、目に見える形として、スピード感を持って、町民に温かい支援をしていただければいいのかなと思っておりますので、最後に、そのことについて御答弁ありましたらお願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） 議員がおっしゃるとおりでございます。私どものできる中ではしっかり。ただ、政府のお金について遅いとか、そういうこともニュース等々で聞いておりますし、北海道のほうも、政府が出ないものに対しては出せないという部分があるので、私は決して政府あるいは北海道を批判する立場でございませぬ。私のほうからも、なるべく早く出していただきたいのだということは、道庁のほうにもお話をさせていただいておりますし、私どものできるもの、町単独でやるものについて、できるものについては、間髪入れず、支給、本当に皆さんの手元に早く行くように一生懸命やらせていただきますので、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○議長（木下 敏） 以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（木下 敏） 日程第3 同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と

いたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（中宮安一） それでは、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

次の者とは、住所、亀田郡七飯町大沼町206番地。氏名、森忠昭。生年月日、昭和24年8月25日。

提案理由。

固定資産評価審査委員会委員であります森忠昭氏が、令和2年6月26日で任期満了となることから、引き続き同氏を選任したく提案するものです。

同氏は大沼で商業を営んでおり、大沼観光協会の副会長及び監事を歴任したほか、第3次七飯町総合開発振興計画審議会委員などの要職を務められ、周囲の信望も厚く、税に対する知識や固定資産評価についての豊富な識見を有しており、固定資産評価審査委員会委員として適任者であります。

また、平成22年11月から固定資産評価審査委員会委員として御活躍されていることは御承知のことと存じます。

よって、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第54項により、討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略すること

に決定いたしました。

これより、採決を行います。

同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

日程第4

同意第2号 農業委員会委員の任命について

日程第5

同意第3号 農業委員会委員の任命について

日程第6

同意第4号 農業委員会委員の任命について

日程第7

同意第5号 農業委員会委員の任命について

日程第8

同意第6号 農業委員会委員の任命について

日程第9

同意第7号 農業委員会委員の任命について

日程第10

同意第8号 農業委員会委員の任命について

日程第11

同意第9号 農業委員会委員の任命について

日程第12

同意第10号 農業委員会委員の任命について

日程第13

同意第11号 農業委員会委員の任命について

日程第14

同意第12号 農業委員会委員の任命に

ついて

日程第15

同意第13号 農業委員会委員の任命について

日程第16

同意第14号 農業委員会委員の任命について

日程第17

同意第15号 農業委員会委員の任命について

○議長(木下 敏) 日程第4 同意第2号農業委員会委員の任命についてから日程第17 同意第15号農業委員会委員の任命についてまで、以上14件を一括して議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長(中宮安一) 農業委員会委員の任命についての提案説明を申し上げます。

同意第2号農業委員会委員の任命についてから同意第15号農業委員会委員の任命についての、以上14件について一括して提案理由を御説明申し上げます。

同意第2号から同意第15号までの14件の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

提案理由は、14件いずれも農業委員会委員が、令和2年7月19日で任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者について、七飯町農業委員会委員候補者評価委員会において実施した評価の結果を尊重し、農業委員会の委員を任命することについて、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

初めに、同意第2号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町大中山6丁目501番地。氏名、千島武。生年月日、昭和57年2月1日。

次に、同意第3号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町字上藤城414番地の3。氏名、野澤博幸。生年月日、昭和38年10月6日。

次に、同意第4号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町字鶴野67番地。氏名、神秀子。生年月日、昭和31年7月22日。

次に、同意第5号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町字飯田町55番地3。氏名、小坂寛和。生年月日、昭和48年9月2日。

次に、同意第6号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町字上軍川629番地の10。氏名、池田泰久。生年月日、昭和34年5月19日。

次に、同意第7号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町大川10丁目334番地。氏名、杉村久悦。生年月日、昭和26年10月13日。

次に、同意第8号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町大中山1丁目6番20号。氏名、宮本猛。生年月日、昭和29年9月8日。

次に、同意第9号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町字中島167番地4。氏名、澤田雄一。生年月日、昭和29年8月10日。

次に、同意第10号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町字大沼町628番地。氏名、山川明。生年月日、昭和34年5月28日。

次に、同意第11号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町大川8丁目279番地3。氏名、平野博章。生年月日、昭和40年1月1日。

次に、同意第12号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町鳴川1丁目4番7号。氏名、宮田学。生年月日、昭和36年1月28日。

次に、同意第13号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町字東大沼416番地9。氏名、松田永。生年月日、昭和40年11月27日。

次に、同意第14号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町鳴川3丁目10番1号。氏名、宮後英子。生年月日、昭和28年5月20日。

次に、同意第15号の次の者とは、住所、亀田郡七飯町字峠下330番地2。氏名、小澤大栄。生年月日、昭和49年1月25日。

以上、14名の方々を適任と考え、任命したいと存じますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、一括して質疑を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 農業委員会委員の任命ですけれども、先ほど全員再任というふうに言っていたのですが、たしか前に久保田さんがたしか委員長をやっていたということになれば、1名誰かが入ったということと違うのかなと。それとも委員の数が減ったということなのか。

それともう1点、七飯町農業委員会候補者評価委員会において実施した評価の結果というのをわざわざ書いてあるので、どのような評価をしたのか、そこを教えてください。

○議長（木下 敏） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中正彦） 今回の農業委員会の任命につきまして、2人新任の委員がございます。1人が同意第2号の千島武氏であります。そのほか、同意第13号の松田永氏、この2人が今回新しく農業委員に任命される予定でございます。御同意のほどよろしくお願ひいたします。

評価委員会は、去る5月19日に開催をしております。評価の内容でございしますが、評価の内容につきましては、委員の年齢、信頼性、実績、職務適正、その他という形で、ポイント制になっております。ここの部分で、審議会を開いて評価をした結果、人数的には、募集に対して同数の人数でしたが、なお、委員につきましては、経済部長と私と、前農業委員なのですが、宅見孝男さん、小松新一さん、小田桐清志さん、この5名で委員会を組織して評価したものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 今の評価の中に、年齢というのが入ったのですが、何で年齢が入っていたのか。例えば定年制とか、そういうものを設けようということなのかどうか、教えてください。

○議長（木下 敏） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中正彦） 年齢につきましては、なるべく若い人を登用しなさいという国の指針がございまして、そこ部分については、ポイントが四つありまして、年齢で50歳未満の方が3ポイント、50歳以上59歳以下が2ポイント、60歳以上69歳以下が1ポイント、

70歳以上はゼロポイントという形の評点になっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題としております14件は、人事案件でありますので、議会運営例規第54項により、14件全ての討論を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、一括議題としております14件は、全て討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。議案ごとに順次行ってまいります。

最初に、同意第2号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第14号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第15号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

日程第18

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(木下 敏) 日程第18 承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり、令和2年度七飯町一般会計補正予算(第3号)を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるるものでございます。

一般会計補正予算(第3号)は、第1条、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ28億8,556万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ149億3,125万2,000円とするものでございます。

それでは、7ページの歳出を御覧ください。

2款総務費1項13目特別定額給付金費は、特別定額給付金事務費として、新型コロナウイルス感染症における家計への支援を行う緊急経済対策のため、町民1人につき10万円を世帯主に給付する事業として、負担金、補助及び交付金は、特別定額給付金28億1,350万円の追加、特別定額給付金事務費として、報償費は、会計年度任用職員報酬827万1,000円の追加、職員手当等は、職員の時間外手当975万7,000円の追加、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料58万8,000円の追加、雇用保険料7,000円の追加、共済費合計59万5,000円の追加、旅費は、会計年度任用職員の通勤手当分を費用弁償として10万3,000円の追加、需用費は、消耗品費369万9,000円の追加、印刷製本費は66万3,000円の追加、需用費合計436万2,000円の追加、役務費は、郵便料421万2,000円の追加、電話料3万5,000円の追加、手数料は、振込手数料448万1,000円の追加、役務費合計872万8,000円の追加、委託料は、電算関係委託料として227万7,000円の追加、使用料及び賃借料は、パソコン、プリンター等借上料として115万5,000円の追加、事業合計3,524万8,000円の追加でございます。

3款民生費2項1目児童福祉総務費は、子育て世代臨時特別給付金事業費として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への緊急経済対策のため、対象児童1人につき1万円

を給付する事業として、報償費は、会計年度任用職員報酬6万6,000円の追加、職員手当等は、職員の時間外手当22万9,000円の追加、需用費は、消耗品費3,000円の追加、印刷製本費4万4,000円の追加、需用費合計4万7,000円の追加、役務費は、郵便料35万8,000円の追加、手数料は46万9,000円の追加、役務費合計82万7,000円の追加、委託料は、電算関係委託料として35万1,000円の追加、負担金、補助及び交付金は、子育て世帯臨時特別給付金3,530万円の追加、事業合計3,682万円の追加でございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は、特別定額給付金給付事業補助金として28億1,350万円の追加、特別定額給付金給付事務補助金として3,524万8,000円の追加。

2目民生費国庫補助金は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業補助金3,682万円の追加でございます。

提案説明は、以上でございますが、ここで、特別定額給付金の申請状況について御報告をいたします。1人当たり10万円の給付となる特別定額給付金の申請受け付けは、5月8日から始まり5月18日以降順次給付が開始されました。6月8日、今週の月曜日になります。8日現在1万3,319件が申請済みであり、申請率は96.3%となっております。8月11日が申請締切りとなります。制度について一層のPR等を行うなど、今後も申請率100%を目指して適切に事務を執行してまいります。

以上、専決処分の承認に対する説明と、特別定額給付金の申請状況の報告とさせていただきます。御審議のほどよろしくお申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） まず初めに、七飯町の特別定額給付金の支給が非常に早かったということで、町民の皆さんからそういうお声があったということで御報告させていただきます。御苦労された皆さんに感謝申し上げたいと思います。ふだん

町政に批判的な方も、支給については早かったということで評価があったということで話を聞いております。

質問については、2点ほどでございます。

まず、以前話があったときには、一時借入金の極度額を増額しないと、一時立て替えないと払えないのではないかと、立て替えてでも先に払おうというような話があったのですけれども、これは、国からすぐ金が入ったので、借入限度額は5億円で、変更しなくてもよかったということではないのかどうか。

もう1点は、テレビの報道等で二重払いだとか、インターネットの支払いでうまくいかなかったのであれだとか、間違っただけのところ印をつけてしまったとか、そういう事例が挙がりましたが、七飯町の場合には、そういうトラブルとまではないのでしょうか。支給の中でそういう問題はなかったのかどうか、もし分かれば御報告いただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、まず1点目の、前回、全員協議会等で説明させていただいた中での話でございますが、資金の一時的な担保として、限度額を上げますというお話をさせていただいておりましたが、国の補正予算可決後、総務省のほうから連絡がございまして、給付金に関する国庫補助金の概算払いという制度が5月中に速やかにしていただけるということが、担保がございまして、5月15日にほぼ事業費の95%程度、26億5,800万円でございますが、歳入があって、その中で運用させていただいたというところでございます。

2点目でございますけれども、二重払い、オンラインのトラブルだとかというところでございますが、確かに申請の方がオンラインでされたときに、実際ちゃんと申請されているのかどうかという不安な感じで、2回申請された方というのは何件かございました。新聞報道だとかテレビ報道とかであるように、何十件も何回も、不正な感じでやるような件はなかったというところでございます。

あと、どうしてもオンラインに限りまして、や

はり手作業で住基データと確認するというところは、ほかの自治体とも変わらず、大変難儀したとか、そういった作業はございましたが、うちのほうでオンラインの申請手続があったのは200件程度でございましたので、対処できたのかなというふうに思っております。

大きなトラブルというところは、七飯町のほうでは発生しておりません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3時02分 休憩

午後 3時03分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第19

議案第35号 七飯町税条例の一部改正
について

○議長（木下 敏） 日程第19 議案第35号 七飯町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（広部美幸） それでは、議案第35号七飯町税条例の一部改正について御説明いたし

ます。

主な改正内容については、議案関係資料で説明いたしますので、資料1ページをお開き願います。

1番、改正理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、施行期日が令和2年4月1日からの部分については、令和2年第1回七飯町議会臨時会において、専決処分の承認がされたところでございます。

今回の改正は、専決処分した以外で、施行期日が令和2年10月1日以降の部分と、新型コロナウイルス感染症関係により、令和2年4月30日に改正された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行に伴い、七飯町税条例の一部を改正するものでございます。

2番、改正内容についてでございます。

主な改正内容は、これから御説明いたしますが、条例改正に伴い生じた条項の追加による条項ずれ及び規定の整備等についても併せて改正するものでございます。

それでは、主な改正内容。

（1）徴収の猶予制度の特例でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である納税義務者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けます。

施行期日は、公布の日からでございます。

次に、（2）個人町民税関係についてでございます。

ア、文化・芸術、スポーツイベントの中止等に係る所得税の寄附金控除の特例です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、政府の自粛要請を踏まえて、文化・芸術、スポーツに係る一定のイベントを中止とした主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について寄附金控除を適用いたします。

施行期日は、令和3年1月1日でございます。

次に、イ、住宅ローン控除の適用要件の弾力化

です。

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合についても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化いたします。

施行期日は、令和3年1月1日でございます。

次に、ウ、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しです。

全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平や、男性の独り親と女性の独り親の不公平を同時に解消するため、生計を一に子を有する独り親について、新たに設ける独り親控除を同じ条件で適用いたします。

また、独り親に該当しない寡婦については、引き続き寡婦控除を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限を設けません。

施行期日は、令和3年1月1日でございます。

次に、(3) 法人町民税関係でございます。

国税における連結納税制度の見直しに伴う対応として、地方税においては、基本的な見直しはありませんが、国税における連結納税制度の見直しに伴う条項ずれ及び規定の整理を行います。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

次に、(4) 固定資産税関係です。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、従来は償却資産だけが特例措置の対象でありましたが、一定の事業用家屋及び構築物を追加いたします。

施行期日は、公布の日からでございます。

次に、(5) 軽自動車税関係です。

軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長をいたします。新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日まで取得した者を対象といたします。

施行期日は、公布の日からでございます。

次に、(6) 町たばこ税関係です。

軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しを行います。重量に応じて課税されている軽量の葉巻たばこについて、紙巻きたばこと同等の税負担となるよう最低税率を設定いたします。

なお、激変緩和を図る観点から、既に決定されている一般的なたばこ税率の引上げ時期に合わせて、2段階で引き上げます。

施行期日は、令和2年10月1日と令和3年10月1日です。

3番、施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

ただし、先ほど説明いたしました各項目については、それぞれ記載された日から施行いたします。

なお、今回改正する部分の新旧対照表につきましては、資料3ページから資料23ページまでに添付してございます。

また、それぞれの経過措置につきましては、議案に記載してございますので御参照願います。

七飯町税条例等の一部改正についての提案説明は、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第35号七飯町税条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20

議案第36号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第20 議案第36号七飯町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第36号七飯町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明申し上げます。

改正する内容については、お手元に配付されております議案関係資料の24ページ、資料3の七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1、改正理由といたしまして、政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）において、厚生労働省は、令和2年5月1日、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困っている国保被保険者への支援策として打ち出している国保税減免について、国の減免費用の全額を財政支援する際の基準が示されたことにより、所要の一部改正を行うものです。

次に、2番、改正内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の取扱いに係る減免の対象となる期間及び減免の申請期間の特例を適用するため、所要の一部改正を行うものです。

3番、施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行するでございます。

なお、新旧対照表につきましては、次の25ページ、資料4に添付してございますので御参照願います。

提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第36号七飯町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21

議案第37号 七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第21 議案第37号七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、議案第37号七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

議案関係資料の26ページ、資料5の七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

まず初めに、改正理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または指定都市の長が行う研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）を修了した者でなければならないこととされています。

このたび放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなったことから、七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

また、改正内容については、七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項を改正し、放課後児童支援員認定資格研修を都道府県知事または指定都市もしくは中核市の長が行うこととするものでございます。

施行期日については、公布の日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、次の27ページ、資料6として添付してございますので御参照願います。

提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第37号七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22

議案第38号 七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第22 議案第38号七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、議案第38号七飯町家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

議案関係資料の28ページ、資料7の七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

まず初めに、改正理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準においては、利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、家庭的保育事業等による保育の提供の終了後も、満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携・協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならないとされています。

また、設備、運営基準における居宅訪問型保育事業の実施については、保護者の疾病や傷害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対しても実施可能となっておりますが、明確化されていなかったところでございます。

このたび、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保について、先行利用調整等の対応策により卒園後も教育・保育の提供を受けられる場合は、連携施設の確保が不要となったこと。居宅訪問型保育事業における保護者の疾病や傷害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対しての明確化がなされたことから、七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

また、改正内容につきましては、（1）としまして、七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第4項及び第5項を改正し、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保について、先行利用調整等の様々な対応策により、卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とするものでございます。

（2）としまして、七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条

第4号を改正し、保護者の疾病や傷害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施について明確化するものでございます。

施行期日については、公布の日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、次の29ページから30ページまでの資料8として添付してございますので御参照願います。

提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第38号七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23

議案第39号 七飯町介護保険条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第23 議案第39号七飯町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） それでは、議案第39号七飯町介護保険条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

議案関係資料の31ページ、資料9の七飯町介護保険条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

このたびの改正理由は、政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、保険料の減免等を行うとされたことを踏まえ、第1号保険料の申請期限の特例を設ける所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、介護保険条例は、第1号保険者の減免を次のとおり規定しており、次のとおりの規定の内容でございますが、普通徴収の申請期限は、納期限前7日前まで、特別徴収の申請期限は、年金給付の支払い月の2か月前の15日までと規定されております。

そのため、申請書の提出期限が過ぎた第1号保険料については、申請手続きをすることができない規定となっていることから、新型コロナウイルス感染症の影響により減免を受けようとする者の申請書の期限は当分の間、町長が別に定める日とする規定を附則に定め、申請書提出期限の懸念点を解消するものでございます。

次に、減免対象となる納期限の第1号保険料についてでございますが、令和元年分として、令和2年2月1日から令和2年3月31日までの納期限のものでございます。

次に、令和2年度分でございますが、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの分でございます。

次に、施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては、議案関係資料32ページ、資料10に添付してございますので御参照願います。

提案説明は、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 1点、一定程度の収入が下がった方、この一定程度の収入というのは、具体的にどういうふうになっているのかということ。

それから、下のほうに当分の間と書いているの

は、3番の減免対象となる納期限の第1号保険料というところが該当するかどうか、それとは関係ないかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 今、御質問のあった一定程度の収入が下がった方ということでございますが、このたびの国で示されている減免の条件でございますが、まず、コロナの感染症により死亡された方、または1か月以上入院等で療養された方は、介護保険料が全額減免になりますので、ゼロ円となるところでございます。

続きまして、次の条件といたしましては、第1号被保険者が属する主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等、この事業収入というのが、種類がございまして、営業、農業、不動産、給与、山林、この五つのいずれかの収入が、前年の年間の収入の30%以上減少すると見込まれるものが、一定程度という形になります。

減免となる納期限の第1号の保険料です。こちら令和元年度分、もう過ぎた分でございますが、2月納期の分と3月納期の分、こちら普通徴収と特別徴収がありますので、特別徴収は年金から天引きされているので、偶数月に引かれているという形で、こういう表現をさせていただいております。令和2年度についても、4月納期の普通徴収から特別徴収も含めて、来年3月の分までの納期の分という形で、合計14か月分減免可能という形でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） そうすると、令和1年度分の2月1日から3月31日、その分というのはもう納め終わったのですけれども、それは改めて申請するのか、それは、減額したものを今年度のもので改めて納付書を発行するのか。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 令和元年度分、もう過ぎたものについて、多分4月分も5月分も過ぎて、納付されている方もいらっしゃるかと勘案されます。大体の方が納付されているのですけれども、そこについては、遡って令和元年度分については歳出還付、令和2年度については歳入還付と

いう形で対応していくという形でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第39号七飯町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24

議案第40号 財産の取得について

○議長（木下 敏） 日程第24 議案第40号 財産の取得についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第40号財産の取得について提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次の財産を取得するため、議会の議決を求めます。

取得する財産は、戸籍総合システム機器であり、既存の機器は平成27年導入されたものでございます。渡島・檜山6町戸籍システム電算共同運用協議会における共同利用型戸籍電算システム及び町名データベースについて、サーバーOSのサポート終了及び経年による機器老朽化に伴う機器更新のため、新たに機器を購入するものでございます。

1の財産の名称及び数量でございますが、次のページを御覧ください。

戸籍総合システム機器一覧及び3枚目のソフトウェア一覧に、分類により整理している一覧でござ

ございます。

初めのページに戻っていただきまして、2の契約の方法は、随意契約でございます。

3の取得金額は1,584万円に、北海道市町村備荒資金組合が規定する利率で計算された利子分を加算した額でございます。

購入に当たっては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業により組合が購入し、町が譲渡を受ける形になります。

4の財産の取得先は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合長、棚野孝夫氏でございます。

5の北海道市町村備荒資金組合への納品業者は、札幌市中央区北3条西2丁目10番地2、株式会社エイチ・アイ・ディ、システム統括本部長、中村好宏氏でございます。

議案関係資料33ページ、資料11で入札の経過と結果を添付してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、提案申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 1点のみ質問させていただきますけれども、このシステムが入ったのは3年くらい前でしたかね。それで、既にもう全部使えなくなったというような内容かと思うのですが、これだけの機種があるということは、全部ではないかなと思うのですが、使える機器があったのか、使えない機器だけの更新なのか。

それと、この仕組みはこしかやっていないものなのか、要は、競争入札みたく、似たようなシステムをどこか持っているところに入札参加を呼びかけるとか、そういうことができなかったものなのか、この2点、確認をお願いします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 機器に関してでございますけれども、こちらの機器は平成27年度に導入されたものでございまして、今年度の8月に更新が必要となります。サーバー及びサポートが終了するということは、部品等も不足するというこ

とが想定されますので、なかなかサポートが難しくなるということで、機器の更新、新規で購入するに至った形になってございます。

あと、契約の方法について述べさせていただきたいと思います。

契約につきましては、北海道市町村備荒資金組合による防災資機材譲渡取得事業として実施するものでございます。この事業につきましては、備荒資金組合と納品業者が契約を締結して、当該事業に伴う購入及び納入検査に係る事務は、組合から町に委任されてございます。

この経過に伴いまして、今回の選定に当たりましては、既存の当該システムの導入は、保守業者でもあり、渡島・檜山6町共同利用戸籍システム構築業者でもございます。

導入実績に信頼のおける業者1者を選考したところでございますけれども、この戸籍システムの共同運用に必要となるシステムの選定及び導入並びに運用方法については、渡島・檜山6町戸籍システム電算共同運用協議会の設置要綱により協議することとしており、前年度より十分協議をした経過になってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 今まで運用してきていて、そのシステムを別な会社に切り替えるというのはなかなか難しかったということのかなと思うのですが、今回更新しますと、これまた5年後に全部更新ということになるのですか、前回はそうだったのか。こういうものは、何年か使ったら全部取り替えるということ、この仕組みに入っている6町全部納得した上でやっているのかどうかの確認だけお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） コンピューターシステムにつきましては、大体5年償却、5年更新という形でっております。

また、この戸籍システムにおきましては、住民課長が説明しているとおり、渡島・檜山6町戸籍システム電算共同運用協議会において話し合っ、実績のある事業者という形で選考してきたわけですが、議員がおっしゃるとおり、切替

えの部分も、コストの部分なんかもやっぱり考えていかなければならない問題でございまして、今回は、ここ実績のある業者1者でしたけれども、次に向けては、次の5年後に向けて、そういう競争入札が入って、データの引継が円滑にいくような形のものができるのかどうかというものも、今現在、話し合いをしておりますので、継続して、この部分に関しては協議してまいりたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思いません。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 1点だけ。この見積もり合わせで、エイチ・アイ・ディというところの予定価格を見ると、消費税入れてかなりあるのですけれども、消費税抜きでたった1万円なのです。いつも見積もり合わせだとかをやると、いつもこういうような限りなく100%に近いというものが出てきているのですけれども、これというのは、普通の見積もり合わせ、随契でやるときに、例えば同じような機種とか、ソフトを混ぜた、こういうものをやった場合にはこうだというものを、どういうふうに調べてやっているのかというのは、分からないので教えていただきたいと思いません。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） どうしても電算のシステムという部分になると、オリジナルというか、個別に発注してつくるような形になるものですから、仕様書、そういう条件のものを出して、それでもって見積もりをしてもらおうというような形の中で、この部分は、渡島・檜山6町の電算共同運用協議会という中で、必要とするシステムを協議して、なおかつ七飯町において、この庁舎でも利用しているシステムとの兼ね合いなども庁舎内で話し合って、必要とする備品、ソフトというふうなものをつくるものですから、多少とも見積もりだとか、そういうものが近くなってしまうような傾向にあるのかなというふうに思いますけれども、その部分を含めて、次に向けては、先ほど答弁したように、競争入札というものをいかに入れ

ていくか研究しながら、協議会の中で進めてまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思いません。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） もともとエイチ・アイ・ディのものというのは、七飯町の単独でたしかやったはずで。それに周りの町村と一緒にやってくれということで挟まっていった。やった当時は、結構100%に近い価格でないもので決まっていたのが、反対に6町が入ってから、本当に限りなく100%に近くて、本当にそここのところの、仕様書を決めるとか何とかを決めるというのは、今、話は聞いているのですけれども、どうもなれ合いなのか、それとも向こうの言いなりなのかという部分があって、自治体の独自性というのが見えていなくて、本当に言いなりだという感じが見えているのですけれども、その辺どうなのですか。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） ただいま御指摘されたように、6町の部分での協議会というのがあるが、逆にそれが今指摘された問題点につながっている可能性もあるのかなというふうに今、反省も少しあります。

ただ、しかしながら、このシステム自体、電算システムが一番、七飯町のほうがこの渡島管内では進んでいるという部分もございまして、私どものほうで十分にその部分、システムの内容もそうですし、今後の競争入札の部分でのデータ移行も含めて考えていきたいと思いませんので、今回これで御理解いただきたいと思いません。よろしく願います。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第40号財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25

議案第41号 冬トピア団地90棟長寿
命化改修建築主体工事請負契約について

○議長(木下 敏) 日程第25 議案第41号
冬トピア団地90棟長寿命化改修建築主体工事請
負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

都市住宅課長。

○都市住宅課長(川島篤実) それでは、議案第
41号冬トピア団地90棟長寿命化改修建築主体
工事請負契約について提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は
処分に関する条例第2条の規定により、冬トピア
団地90棟長寿命化改修建築主体工事の請負契約
を次のとおり締結するため、議会の議決を求め
るものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的は、冬トピ
ア団地90棟長寿命化改修建築主体工事。工事の
概要は、鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3
階建て。総延床面積は1,093.32平方メー
トル。

2、契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

3、契約金額は、1億571万円。

4、契約の相手方は、鈴木・東商特定建設工事
共同企業体。代表者、亀田郡七飯町字大沼町74
6番地、株式会社鈴木事業所、代表取締役鈴木進
氏でございます。

次のページをお開き願います。

工事関係図面になります。

1枚目の配置図にて赤色斜線で記載している部
分が今回の工事箇所となる90棟でございます。
この団地には10棟の建物があり、今回は8棟目
の工事となります。

次のページからは平面図、立面図を添付してご
ざいます。この90棟には12戸の居住戸となる
構成となっております。

主な工事内容になりますが、屋根は、波形ス

レート板を撤去し、落雪防止屋根へ改修。外壁
は、既存の仕上げの外に外断熱塗装仕上げ材を新
設。サッシについては、木製のものをアルミ製
サッシに、アルミ製のものを樹脂製サッシに交
換。内部改修については、台所、洗面・脱衣所、
床、壁、天井などを撤去、新設。

また、給排水管の更新に伴う内部改修工事とし
て、流し台、トイレ、ユニットバスの撤去、新設
と、外部パイプスペースの新設などとなります。

続きまして、議案関係資料34ページ、資料1
2に冬トピア団地90棟長寿命化改修建築主体工
事の入札の経緯と結果を添付しておりますので、
御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。議
決いただきますよう御審議のほどよろしく願ひ
申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しま
す。

平松俊一議員。

○3番(平松俊一) 2者がエントリーをして入
札を行ったと。落札できなかったカワマタさん
のほうの技術評価点は118点、1点差で、金額も
違いましたので、不落札ということになりました
けれども、カワマタさんに関しましては、今、別
の長寿命化計画の工事をしているわけですが、
仮にこれをもし落札できたら、きちんと会社
として対応できるという評価が、この技術評価
の中にあっただかどうかというのが1点。

それから、冬トピアの長寿命化というのは、大
体町内のA2者、B1者、この3者で順繰り順繰
り今までやってきていると思うのですが、
今回エントリーをしていなかったというのは、別
の仕事をやっている忙しかったからとか、そう
いう理由があったのか、その辺をもし分かっ
ているようでしたら御説明願いたいと思います。

○議長(木下 敏) 土木課長。

○土木課長(佐々木陵二) 指名選考委員会と総
合評価委員会のほうは土木課担当でございます
ので、土木課のほうから回答いたします。

カワマタさんがほかの事業をやっている落札し
て、施工ができたのかという御質問でございま
すけれども、そちらは、総合評価の応募の際に、配

置予定技術者という書類を添付していただきます。その配置予定技術者を添付していただきまして、コリンズという登録方法があります。そのコリンズに登録されている技術者は、ほかの専任の工事ができないということになりますので、七飯町の土木課のほうでコリンズを確認いたしまして、配置予定技術者として問題ないということで審査しております。

エントリーに関しましては、2者きちんと評価、七飯町総合評価方式評価委員会というものがございまして、そちらのほうで評価をして点数をつけて、問題ないということで審査をしております。118点と119点という点数になっておりますけれども、そちらを計算式の中に入れて評価をして、評価値の最も高い者が落札者ということで、落札者を決定しております。

以上です。

○議長（木下 敏） もし答弁漏れがあるのなら、黙っていないで発言してください。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 冬トピアの工事に関しては、A2者、B1者が今までずっとやってきているのですけれども、今回のエントリーに、何回かやられた業者がエントリーしていないというのは何か理由が、もし分かっているのだったら教えてもらえればなということを質問しました。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） こちらは指名ではなくて、一般競争入札の総合評価方式というものを導入しております。会社の内部事情については特に伺ってございませんけれども、会社に2人の技術者がいて、2人の方が工事をやっている。専任でついているのでエントリーできないですとか、様々なことがありまして、恐らくエントリーしていないものと思われまして、中身については、特に伺っておりませんので、予定技術者としてきちんといる会社、そして、施工できる能力があるものということでエントリーしてございますので、こちらを評価して、問題ないということで落札まで至っております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第41号冬トピア団地90棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

延 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定いたしました。

延 会 宣 告

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時51分 延会

